

平成27年白老町議会第1回定例会3月会議会議録（第3号）

平成27年3月11日（水曜日）

開 議 午前 10時00分

延 会 午後 16時03分

○議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の署名

第 2 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1番	氏 家 裕 治 君	2番	吉 田 和 子 君
3番	斎 藤 征 信 君	4番	大 淵 紀 夫 君
5番	松 田 謙 吾 君	7番	西 田 祐 子 君
8番	広 地 紀 彰 君	9番	吉 谷 一 孝 君
10番	小 西 秀 延 君	11番	山 田 和 子 君
12番	本 間 広 朗 君	13番	前 田 博 之 君
14番	及 川 保 君	15番	山 本 浩 平 君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

5番	松 田 謙 吾 君	6番	西 田 祐 子 君
7番	広 地 紀 彰 君		

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸 田 安 彦 君	
副	町	長	白 崎 浩 司 君

教 育 長	古 俣 博 之 君
理 事	山 本 誠 君
総 合 行 政 局 長	岩 城 達 己 君
総 合 行 政 局 財 政 担 当 課 長	安 達 義 孝 君
総 合 行 政 局 企 画 担 当 課 長	高 橋 裕 明 君
総 務 課 長	大 黒 克 己 君
生 活 環 境 課 長	竹 田 敏 雄 君
産 業 経 済 課 長	石 井 和 彦 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
健 康 福 祉 課 高 齢 者 介 護 担 当 課 長	田 尻 康 子 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
子 ど も 課 長	坂 東 雄 志 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 幹	本 間 弘 樹 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き、議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、5番、松田謙吾議員、7番、西田祐子議員、8番、広地紀彰議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎一般質問

○議長（山本浩平君） 日程第2、本日から一般質問を行います。
通告順に従って発言を許可いたします。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員、登壇願います。
〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。

町立病院の経営改善及び改築事業の方向性について質問いたします。1日でも1年でも早く新しい医療施設の開設を切望する町民の強い意思を反映し、かつ実現するために地域医療のあるべき姿について議会の場で戸田町長と論戦を繰り広げてきました。平成23年12月議会以来、昨年12月議会までの間、町立病院の方向性について私を含め8人の議員が述べ15回にわたって質問をしてきました。戸田町長の公約でもありました町立病院の方向性、改築の時期等については、この3年半紆余屈折を経ましたがいまだに検討段階にあるとして重要な政策課題である病院問題は先送りの状態になっています。そこでこれまでの検討事項を追跡するとともに対案を示しながら8点質問いたします。

- （1）平成26年度医療収支の決算見込みについて。
- （2）平成27年度の医師体制、診療科目、診療時間、24時間緊急診療体制について。
- （3）町立病院の方向性についてのたび重なる政策判断変更の時系列経緯（平成20年度から）とその政策内容について。
- （4）国の公立病院改革ガイドラインの内容と「新たな公立病院に改革プラン」策定の主旨、内容、事項及び策定期間について。
- （5）「町立病院改築基本方針」の理念と策定期間及び進捗状況について。
- （6）地域医療先進道内自治体の医療政策と状況について。

(7) 庁内検討会議の名称・構成メンバー・検討事項と役割について。

(8) 病院改築及び新病院開設までのスケジュールについてであります。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「町立病院の経営改善及び改築事業の方向性」についてのご質問であります。

1 項目めの「平成 26 年度医業収支の決算見込み」についてであります。

平成 26 年度における町立病院の患者数見込みについては、入院が年延患者数 1 万 1,363 人、1 日平均患者数 31.1 人の見込みであり、前年度比較としては年延患者数 1,454 人、1 日平均患者数 3.9 人増の見込みであります。病院経営改善計画の 26 年度患者数目標値は 1 日平均患者数 30 人ありますので、ほぼ達成できる見込みであります。

また外来は年延患者数 3 万 405 人、1 日平均患者数 124.1 人の見込みであり、前年度比較として年延患者数 619 人、1 日平均患者数 2.5 人増の見込みであります。病院経営改善計画の患者数目標値は 125 人ありますので、3 月の患者数推移によりますが現段階では微減の見込みであります。

次に 26 年度病院事業会計における医業収支決算見込みですが、医業収益 5 億 141 万 3,000 円に対し、医業費用 7 億 8,423 万 9,000 円であり、実質的赤字額である医業損失額は 2 億 8,282 万 6,000 円となりますが、前年度決算額比較では 3,640 万 8,000 円の収支改善が見込まれるところであります。病院経営改善計画上の医業損失額は 3 億 719 万 6,000 円ありますので、2,437 万円の収支改善となる見込みであります。

2 項目めの「平成 27 年度の診療体制」についてであります。

平成 27 年度の診療体制ですが、前年度同様に診療科目は内科、外科、小児科、放射線科の 4 診療科であり、内科常勤医 3 名、嘱託外科医 1 名及び内科・外科・小児科各出張医師による外来診療体制を考えております。

次に外来の診療時間ですが、内科、外科、小児科ともに午前は 8 時 30 分から 11 時 30 分の受付時間としており、午後は内科、小児科が午後 1 時 10 分から 4 時 30 分、外科外来は出張医師の関係から曜日により受付終了時間が異なっております。

また町立病院は昭和 42 年 1 月に救急告示病院の指定を受け、以後 24 時間の初期救急医療機関としての機能を維持し、東胆振保健医療圏等の 2 次救急医療機関、さらには 3 次救急医療機関との連携を図り、救急医療に対応しているところであります。

3 項目めの「町立病院の方向性にかかわるこれまでの政策判断」につきましては、20 年 3 月に北海道が事務局となった「自治体病院等広域化・連携構想白老地区検討会議」から 19 床の有床診療所化による運営が望ましいとの報告がありますが、同年 6 月 20 日の白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会において、当時の町長から療養病床を医療機関併設型小規模介護老人保

健施設 29 床への転換及び一般病床 58 床に縮小する旨の政策判断が示されております。また 19 年 12 月策定の総務省が示す公立病院ガイドラインに基づき、白老町では 21 年 2 月 25 日付けで公立病院改革プランである 23 年度までの計画期間 3 カ年の「白老町立国民健康保険病院経営計画」を策定するとともに、総務省許可により公立病院特例債を発行しております。

24 年度には将来的な「町立病院改築基本構想」策定及び町立病院の方向性を判断する基礎材料とすべく全国自治体病院協議会には「町立病院経営診断」を、民間医療コンサルには「町立病院運営方針」の各調査報告書策定を委託事業として行っております。

25 年 6 月には白老町財政健全化外部有識者検討委員会及び白老町行政改革推進委員会から「このままの経営状況では町立病院は原則廃止」の答申があり、同年 9 月に計画期間を 8 年間とする「白老町立国民健康保険病院経営改善計画」を策定し、計画を推進しているところであります。

なお 26 年 8 月 26 日の議会全員協議会において、私が町立病院経営改善計画の進捗状況と白老町に必要な医療の確保など総合的に判断し、「町立病院の経営を継続する」とともに老朽化の著しい病院改築を行う旨の判断をしました。

4 項目めの「新たな公立病院改革プランの策定」についてであります。

総務省では 26 年 6 月に成立した「医療介護総合確保推進法」に基づく施策との連携、地域包括ケアシステムの構築への取り組みや公立病院の新設・建てかえ等への地方財政措置の見直し等を盛り込んだ新たな公立病院改革ガイドラインを本年 3 月に策定する予定にあり、新ガイドラインの公表後は北海道が策定する地域医療構想を踏まえて、本町においても新たな公立病院改革プランの策定に着手する考えにあります。

次に 6 項目めを先にお答えいたします。

6 項目めの「地域医療先進道内自治体の医療状況」についてであります。

北海道が公表した平成 25 年度の公立病院改革プラン実績では、20 年度に公立病院改革プランを策定し経営形態の見直しを行った道内自治体病院は、診療所化が新冠町立国民健康保険病院ほか 5 病院、指定管理制度の導入が池田町立病院 1 病院、地方公営企業法全部適用化は松前町立松前病院ほか 4 病院であります。

5 項目め、7 項目め、8 項目めは関連がありますので一括してお答えいたします。

町立病院改築基本方針の策定にあたっては、病院建築後 48 年が経過し施設の老朽化が進み、快適な医療環境が保てないことや医療機器も含めた医療機能の充実と入院病棟・外来診療室の患者さんのプライバシーを守る観点などから、「町民の健康を支え、安心して暮らせるために必要な公的医療機関の改築を早期に実現させること」を理念とし、新病院の建設場所、規模、事業費、診療科目、部門別医療方針など基本設計を策定する前段に病院改築に必要な基本的事項を方針としてまとめる考えにあります。

次に改築基本方針の策定状況ですが、昨年 10 月に町立病院運営基本方針策定検討委員会内に病院事務長を部会長とする医師・看護師などの医療従事者を中心とした病院専門部会を組織し、外

来・病棟・検査等の課題や方針を診療部門別計画等に盛り込むべきこととして協議を進めております。今後は同委員会において病院専門部会で協議検討している事項や新たな公立病院改革プランとの整合性を図るなど、改築基本方針を総体的にまとめる考えにあります。

一方、改築及び新病院開設までのスケジュールについては改築財源の確保や建設期間などを財政健全化プランと十分な整合性を図る必要があることから、28年度の財政健全化プランの見直し時に一定の方向性をまとめたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） まず病院の経営状況についてであります。決算見込みで医業損失額は前年度比で約3,600万円の収支改善が図られているようであります。これは職員の努力のたまものだとも思います。しかし答弁にもありましたが損益構造は慢性的な赤字体質にあります。そこで収益性を見る指標に医業収支比率があります。25年度と26年度決算見込みの医業収支比率はいくらになっているかであります。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 医業事業収支比率の形になります。26年度の医業収支率見込みでは74.8%でありまして、経営改善計画の目標値72.2%と比較しますと2.6ポイントの改善が見込まれてございます。また前年度比較では5ポイントの改善見込みとなる見込みでございます。25年度の実績ですけれども、医業収支比率につきましては69.8%でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今の率がありましたけれども、これは医業収支比率が高いほど収益性がよいことになります。それで病院経営改善計画がやっていますけれども、この中で27年度以降、37年度までの医業収支比率の目標値はいくらにしているか伺います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 27年度以降の医業収支比率につきましては73.1%以上と目標値を掲げております。しかしながら全国の黒字病院の平均医業収支比率が83%程度になりますので、やはり私どもの医業収支比率はまだ低いと考えますので今後も経費の削減及び入院、外来診療報酬を含め医業収益のさらなる増額を要するものと捉えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今の答弁でわかりました。それでその73.1%が非常に低いということですが、これはずっと32年度まで続きますけれども、その部分についてそのベースでいくだけで今後の町立病院の経営状況はそれでよしとするのかどうかということをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今言いましたけれどもやはり 73.1%以上ということですので、26年度の医業収支比率は 74.8%の見込みでございますので、27年度以降も引き続き医業収支比率の比率の増加というものを考えていかなければいけないと考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 次に政策判断変更についてであります。優先的でかつ最も重要な政策で町民が切望している町立病院の施策については、この政策実現についての目標は猫の目のように変わり、前に進んでいません。このことは戸田町長の3年半だけではないと思います。前町長のときからずっと引きずっている大きな課題、問題だと思います。そこで政策判断の変更についての答弁ありましたが、家庭医・総合医制度とか、在宅医療を主とした有床診療科の方向性を転向した、平成20年の同じ年の12月議会で、当時の町長は平成25年度を目途に着工を考えていると病院の改築をメインにしました。しかしこの間改築基本方針すら示しておりませんでした。このような中であって町立病院の改築を選挙公約にした戸田さんが平成23年11月に町長に就任し、病院の改築方針が引き継がれています。それから早3年4カ月後が過ぎようとしています。合わせて7年間、改築方針が具体的に示されず検討、検討が堂々巡りして前に動いていません。行政の継続性が問われるところであります。これで1番影響を受けているのは町民です。それで私はこう思っています。今では期待が疑問となり、そして今町民の心境が諦めに変わっているのです。そこで困難を克服して新しい病院づくりを実現している先進自治体も道内にもあります。しかし白老町はいまだに先行きが不透明です。この7年間、病院の改築は言うまでもなく、改築時期の明示、改築の手がかりとなる病院改築基本方針の策定などが先送りされてきました。なぜ決めることができなかったのでしょうか。その原因を町長に伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 今の質問7年間のスパンでよろしいですね。私が就任する前から、それを言うと7年以上前から多分病院に関することはいろんな問題があったと思います。なぜ進まなかったという理由は1点ではないとは思いますが、1番は町民に信頼される病院づくりが本当に町民に浸透しているかということだと思います。それと合わせて町の財政状況等々も含まれている中でいろんな町立病院や町内にある医療機関のあり方を考えて今の形に持ってきたと思うのですが、その都度、その都度、先ほど答弁でも申し上げましたとおり病床数を少なくしたり、今のきたこぶしに転換したりという方策をとりながら今までやってきたという経緯だと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） その部分はそういう町長の思いでいいでしょう。若干答弁には不満ありますけれども、そこはここで議論するほどでもないと思いますので。それで先進自治体の病院改築の事例についてであります。私は24年3月の議会で開設間もない池田町立病院の十勝池田地域

医療センターについて町長とやりとりをしました。覚えていますね。内容の重複は避けますが、人口 7,400 人の池田町は平成 23 年 10 月病院と介護老健施設、これはうちのきたこぶしと同じようなものを併設した病院に建てかえています。それに合わせて公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として新病院を運営することにしました。地域医療振興協会は自治医科大学の卒業生が中心になって、地域医療の確保と質の向上を目的に設立された協会であります。池田町の勝井町長は病院は建物以上に運営が大事だとしてその信念から、地域医療振興協会に医療を担ってもらうのが 1 番だとして同協会に対して熱心に働きかけ誘致に成功しています。それで常勤医師が 6 人体制となり、開設当初診療科目は内科、外科、小児科、リハビリテーション科でしたけれども、指定管理になって町民の要望に応じて眼科、禁煙、人工透析 8 ベットです。それと整形外科の外来診察を新たに始めています。詳細は省略しますが患者は増加、繰出金が縮減しています。これは民間的経営手法による業務改善や柔軟性のある対応により安定した経営と安心の医療提供をしていることに対し、池田町長は地域医療センターは期待どおりの働きをしてくれていると談話をしています。そこで私が前回質問した池田町の事例について戸田町長がこう言っているのです。24 年度基本計画を策定するにはこれらのことを取り入れて考えていきたいと、前向きな答弁をしています。結果は今の町長の答弁でわかります。しかし、ただいま申し上げました池田町の先進的、かつ確信的な取り組みについてどのように町長は参照されましたか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 池田町のその町立病院のあり方も含めて、今 1 問目で答弁したように池田町だけではなくていろいろな手法を取り入れた各市町村があります。その中でも昨年 1 年間ぐらいですがいろいろな手法を白老町の町立病院に置きかえながら考えさせていただきましたが、前にもちよっとお話はしたのですがその結果として今の町立病院、白老町の町立病院の猪原院長を中心とするお医者さんとか看護師さんと一緒に新しいというか、改築に向けた白老町の町立病院のあり方、医療のあり方を一緒に考えて盛り返していこうということで決めましたので、その決めました中には先ほど言った先進病院の自治体のやり方もいろいろ参考にしながら取り入れていこうということなので、そのまま移行ができて運営もきちんといくのであればそういう手法もあったかもしれませんが、白老の場合は昨年 1 年間の中ではそういう結論ではなく今の町立病院の中で努力していこうという決断をさせていただいた経緯でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） それでは今の答弁を踏まえて、町長の政策目標の選択肢について伺います。まちの重要課題の政策領域は多様化しています。よって限られた財源、行政資源での政策化の優先順位をつけざるを得ません。その際、どの分野を期待値として、どの分野を測地とするかが選択肢となってきます。そこで町長がことし 1 年の抱負を語ったインタビューが報道されてきました。最重要課題は財政、経済、自治の 3 つだが、主要な政策として最優先に取り組むべきは 2020

年に向けた象徴空間の推進を強調していました。私はそう感じました。抱負の中でこの町立病院の方向性には触れられていません。インタビューの仕方もあるでしょう。私はまちの活性化は否定するものではありません。ぜひやっていただきたいと思います。象徴空間整備をまちの活性化に連動させるのであれば、私はその前提は医療施設の基盤整備が不可欠条件であると私は思っています。町長は執行方針で安全、安心な暮らしを支えていく必要が活躍する町政であると述べています。しかれば活躍するにはその人の元気と健康が何よりです。安心して暮らせるためのよりどころとなる町立病院をいの一番に私は整備すべきではないかと思います。先ほど言っていますね。優先順位をつけた選択肢と言っています。そういう部分からです。そうすると1番先に私が今言ったように整備すべきなのです。そこで町長が町立病院に改築に寄せるこの抱負についてお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ちょっとお言葉を返すようですが、私は今象徴空間を中心としたまちづくりというお話は今まで前田議員のとおりなのですけれども、それよりも病院をやれということの今の質問でいいですね。象徴空間をまず中心にしたということと、病院に、町立病院に限らず医療機関というふうにお話しさせていただくのですが、象徴空間には今50万人とか100万人とかといわれる旅行者や観光客が来るということを考えますと、教育旅行は特にそうですが近くに医療機関があるかないかというのは大変重要なポイントでありますので、象徴空間を中心に行っているということはイコールまちの医療体制も含めてということで大きな枠で捉えております。まちづくり全体としては象徴空間を中心にいきたいというのが私の考えでありますし、その中に医療機関も含めた町立病院もあるというふうに認識していただければいいかと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 町長もきのうの代表質問の中でも企業誘致を優先すると言っていましたね。そして今言った象徴空間。企業誘致にしても移住定住にしても何を1番先に白老町のインフラを選びますか。病院、学校です。そういうのがちゃんと充実されないと、それが底辺なのです。象徴空間のために病院ではなくて、そういうものがあることによってそれが生きてくるのです。そういうことを十分踏まえておいてほしいと思います。それで次に町立病院の改築についての政策プロセスについて伺います。町長の4年間の執行方針を見ると、23年度は改築を前提に検討組織を設置する。24年度は基本計画を策定し、改築時期を判断する。25年度は町立病院の方向性の決定を進める。26年度は今後の方向性を示す。そして27年度は新たな公立病院改革プランの策定に着手するという、これは一貫性がないのです。ということで、そこで執行方針としての政策形成過程についてお聞きします。政策をつくりにあたって町長も十分認識されていると思います。政策過程の形成過程の順序として1番目に課題の設定、これは問題、課題の整理です。2番目に政策立案、解決方法の設計、3番目が政策決定、政策の方針決定です。4番目に政策実施、細目を定めて具体化する。最後に政策評価、この5つのプロセスからなります。執行方針で掲げた町立病院の政策展

開の進捗状況、これはただいま申し上げました5つの政策形成過程、プロセス、これに当てはめると今はその局面、あるいは段階にありますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 一連の町立病院に限らず政策決定ということは今言われたとおり、何が問題になっている、それを解決するにはどうすればいい、それでこういう方向性を出して財源を見つけて実施して、そのことがどう運営されているかという評価というのはどの事業についても同じだというふうに思います。そういう中で町立病院につきましては先ほどの答弁にもありましたけれども、基本的にはどういう方向性を持つかというようなことで、先ほどの政策判断のプロセスもありましたけれども、そういう中で現状の中でどう判断するかということで外部有識者を含めて行革のほうも答申をいただきましたが、それを踏まえて町民の安心、安全ということで最終的に継続するということが判断させてもらいました。ただそれではそのあとについてくる改築は、その時期は、このスケジュールはというのは今までのご質問されていることだというふうに押さえていますが、このことにつきましても今までも答弁させてもらいましたけれども、先ほどのプロセスではないですけれども実施するにあたってはどのような形の方向性をということと、合わせて財源がどうなるのということがなければ最終的な時期なり、規模なりというのはなかなか判断できないと。そういう中では前にもお答えしていますけれども、今プランが1年目というような過程の中でこの7年の期間の中で3年ごとの見直しをして財政の健全化に向けて取り組むという中で28年に1回目の3年の見直しの作業を28年度というようなことで、前にもご答弁していますけれどもその見直しのときにそういう方向性を示したいというようなことで今、そういうことに向けて事前の段階としては今の運営、内部の協議会ですけれども、その中では病院の部会の部会審議といいますか、それを今進めていると。そういうことを踏まえながら今後見直しの時点での時期でありますけれども、そういう時期のときに新たな方向性をまとめていきたいというような過程で今きています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ということは、この4年間の執行方針、具体化されていません。スローガンの部分はあるので、第1ステップの段階ぐらいで足踏みしているかと、今の答弁からみると理解していますので、ぜひ5段階、政策評価は別にして4段階ありますのでぜひ進めていかないと、この順序でいかないと必ず前に進まないと思います。それで次、町立病院改築基本方針と新たな公立病院改革プランの策定についての整合性についてであります。ここは事務長の答弁でもいいですけれども、昨年8月に示された町立病院の方向性と町立病院改築基本方針での検討事項は昨年6月に成立した医療介護総合確保推進法を踏まえています。新たな公立病院改革プランも同じ推進法に基づいています。そして特に新公立病院改革プランによりますと、これまでの病院の許可病床数、ベッド数ですね。判断していたものが、これを稼働病床数に切りかえるということになっているのです。当然交付税の算定を見直すということが予定されていて、病院経営のより一層の改革を

求めようとしています。よって町立病院経営改善計画及び町立病院改築基本方針と新公立病院改革プランとの十分な整合性を図らなければなりません。答弁にもありました。だけでも漠としていますのでその論点整理をしなければいけないのです。それが必要です。そこで3月に新たな公立病院改革ガイドラインが策定される予定にありますけれども、3月ですからね。そこで改革ガイドラインの見直し方針の骨子や概要について病院のほうにいつていると思うのですけれども、それらの部分承知していれば答弁願います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 新しい総務省で3月に策定予定であります公立病院の公立病院改革ガイドラインの要旨についてちょっと簡単にお話したいと思います。前の旧ガイドラインでは経営指標に係る数値目標の設定、評価を求める経営の効率化、それとあと2次医療圏での医療連携などの医療機能の再編、ネットワーク化、また診療所化、あと地方独立行政法人化とか、指定管理者制度の導入を求める経営形態の見直しの3つの視点でのガイドラインでございました。その中で今回の示される新しいガイドラインの中では都道府県が示す将来の医療需要、医療機能ごとの病床数の必要量だとか、あと整合性のとれた当該病院の具体的な将来像や地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進などの地域医療構想を踏まえた役割の明確化とか、その4つの視点で新しいガイドラインが示されると私は捉えております。その中で特に総務省が示す公立病院改革プランの中では27年度以降に実施設計を行う公立病院の新設だとか建設等については地域医療構想を策定する都道府県及び総務省のヒアリングが重要視されると。その中で当然のこと将来の入院患者数を見込んだ適正な病床数がまとめられるということでやはり過剰病床というのは認められないと想定されます。その中で新築、建てかえ等にかかわる公立病院に係る地方交付税の見直しだとか、あと先ほど前田議員が言われましたように公立病院の運営に係る許可病床数が稼働病床数への地方交付税の見直しというのも新しい地方財政措置の見直しというのがポイントになると捉えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 新たな公立病院改革プラン、かなり公立自治体の病院に非常に締めつけが段々厳しくなってくると思います。そこでその新公立病院改革プランの策定の考え方について伺います。町が平成21年度から23年度に策定した前回の公立改革プランは、赤字解消のための借金としての特例債4億5,000万円の借り入れ、そして一般会計から繰入金約3億7,000万円、合計8億2,000万円を投入してこれは赤字の解消と経営再建を果たした計画ですね。しかし膨大な資金投入にかかわらず3年間で計画は達成されませんでした。言っては悪いですが結果的にはこれは机上の空論に過ぎなかったのです。平成24年以後も赤字補てんのため一般会計からの繰り出しを続けてきましたが、一向に経営は改善されませんでした。結果はご存じのように原則廃止の烙印を押されたことは記憶に新しいことです。そのあとは先ほど答弁あったとおりです。そこで前回の反省に立って新プラン作成に当たっては客観的事実認識の上に立ち、計画達成の確実性と

精度の高い新たな公立病院改革プランを策定すべきでありますけれども、そのスタンスはいかがですか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先ほどもちょっとガイドラインの要旨の中で示させていただきましたが、やはり将来における町立病院の入院患者数、これを設定しまして適正な病床規模、ないしは病床利用率の試算というのが重要視されてくると考えております。その中で当然のこと新しい改革プランの中では当然のこと先ほどもいろいろ医業収支比率のお話も出ていましたけれども 27 年度以降、73.1%以降ということになりますので医業収支比率に関しても計画以上の医業収支比率を高めると、そういう新しいプランの中私のほうでつくりまして、新たな公立病院の改革プランの中でもそういうところも重要視になってくるかと考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 前回も今医業収支比率のお話ありましたが計画ではすごい高い数値だったのです。多分 100 に近い数字を持っていたのです。だけど現実に 25 年度 69.8%、それ以前はもっと低いのです。そういうことをちゃんと踏まえてやらないと、我々議会もあのときの経営改善改革では本当にいい病院ができると思って皆さん議論したのです。結果的にこういうことなのです。ぜひ現実に即したものをやってほしいと思います。そこで、そこだけを見たらだめなのです。先ほど答弁ありましたけれども、町立病院の改築基本方針と、この新たな公立病院の策定はセットされていくのですね。ではこの 2 つの策定づくりは同時並行して行われるところなのです。それとその策定期限をいつまでとしているのかということでもあります。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 総務省から示される新しいガイドラインが 3 月に策定予定でございますので、あと北海道のほうでつくられる地域医療構想を踏まえましても、27 年度中にはそういう新しいプランを 27 年度中には多分つくるべきであろうという、そういう示しが入ると思いますけれども、その中で私ども改築基本方針も策定の状況に入っていますので、やはり新たな白老町としてつくる公立病院の改革プランも同時並行でやっていく可能性も必要と考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） そうですね。だから総務省のほうではこの新改革プランを 27 年度から 28 年度中にしなさいとわかっていると思います。それとプランの実施時期が策定年度から平成 32 年度までの表示にしているのです。非常にだから二つが並行しますので、これはやはり理事者は緊張感を持ってやらないとだめだと思います。それでこれだけ重要な二つの策定を今の病院事務局のスタッフ、そして先ほど答弁ありましたけれどもスタッフがダブっている病院専門部会だけでこれらの計画を定められた期間に遂行できるかどうか疑問ですね。病院事業には医療制度に対する知識

をはじめ、高い専門性が求められます。この2点についてどのように対応するか考えていますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） ほかの事業もそうなのですが大きな事業といますか、そういうときには今役場の組織内においても、今までもそうですけれども専門的にその平常業務以外のところの部門でやるように心がけています。人数のたかはありませんけれども食育防災センターも担当課長というようなことでやっていますので、考え方としてはやはりこの方向性を出すといえますか、先ほど言いました基本方針とか、それから進むであろう実施計画といえますか、そこら辺については平常業務をやる病院のスタッフではなくて違う部門で、どういう体制取れるか、人数はどの程度かというのはちょっとまだ具体的ではないですけれども、そういうような考え方の中で組織立てはしていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） この二つの計画はまた後でも議論しますが、決してもう延ばすことはできませんのでそういう心構えでぜひやっていただきたいと思います。

それで次に経営形態についてであります。まず経営状況の判断でありますけれども、町立病院の経営改善計画は32年度までの8年間になっています。町長は経営改善計画の1年の推移を見て、現時点ではおおむね計画どおりに進捗している。病院の評価も徐々にふえていることから今後も計画に沿った経営が可能と判断するとして、現状の経営形態による町立病院を継続することにしています。実際には1、2年ぐらいの収支改善だけの見通しでは私は油断は許さないと、思っています。そこで収支改善を進める目標にしている町立病院経営改善計画での27年度以降の医業損益の収支見込み額はいくらくを見ていますか。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 経営改善計画上、医業損失の計画については26年度の医業損失が3億719万6,000円に對しまして、27年度の医業損失額が2億9,727万6,000円でありますので、その収支改善といたしますと992万円の収支計画を立てております。という中で以後28年度も一応計画上は同様としていますけれども、やはり先ほど言いましたけれども町立病院といたしましては27年度以降も医業収益の増収対策に努めるなど病院の実質的赤字であります医業損失額の減額を図りまして、やはり一般会計からの繰入金の縮減というものに努める考えではございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 1年間、約1,000万円ですね。これはちょっとした状況によってかなり変わっていくと思います。そこで病院の経営を考えるときにこれまで以上に町立病院を取り巻く環境は非常に厳しくなっていると思います。あえて言わせていただきますけれども少子高齢化に伴う急激な人口減少、高齢者激増、近隣医療機関の拡充による町外の患者流出、町立病院の慢性赤字

基調と老朽化、先ほども議論しましたけれども新たに見直される交付税の算定、それで1番大きいのはやはり医師の確保問題だと思います。このようなことが相乗作用となって経営改善計画の達成に大きな影響を及ぼすことも考えなければなりません。1,000万円程度ですから。しかし町は民間移譲、指定管理者制度導入ではまちが基本姿勢としている地域医療の確保が担保されないという理由で現状の経営形態を継続すると現時点では言っています。私は公設、公営で生き残るには相当厳しいと考えられますけれども、町長の見解はどのように今思っていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 現在は健全改善計画のとおり、今町立病院、行政と一緒に一体となって進めている最中でありますので、これを進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 進めるのはいいですけども、これまで議論しているように非常に環境は変わってきているのです。その部分の認識が、後からも議論しますから聞きますけれども、その辺がちょっと前向きな答弁になっていませんけれども、それは今はいいです。そこでそれではその白老町のように公設、公営での経営は全国的に行き詰まっているのです。これは国も先行きを懸念しています。ですから国は前回、今回の公立病院改革ガイドラインで病院への民間経営手法の導入を強く求めているのです。民間医療法人に指定管理して、公設民営です。公設民営化で成功している他の自治体もあります。この導入した自治体病院では医師確保を含めて、安定した経営と安心の医療提供がなされています。経営形態が見直されている中であって、町は今の町立病院の経営形態を継続することにしていますね。このことをベースにして町立病院改築基本方針が策定されると思いますけれども、公設公営一辺倒でなく経営形態についての選択の余地は残っていますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 病院の問題につきましてはそういう有識者、あるいは行革から答申をいただいた以降も含めてですけども、方向性を検討してきたという中では今ご質問の中にありましたとおり、民間移譲を含め、言ってみれば廃止からですね。廃止、民間移譲、それから指定管理者、それからこのまま継続というようなことで、その経営手法と申しますか、これについてはその間にもるる検討はさせてもらいました。ただいかにせん、方向性を決定づけるような状況には至らなかったというようなことで今回このままの継続というような結論を出させていただきましたけれども、今ご質問にあるようにるる状況は変わってきていると。これからも変わるだろうというふうに思っています。今現時点でこうです、ああですということには至りませんが、やはり今後進めていく中ではその環境も変わる、経営状況も変わる、それから環境ということは人口も変わる、交流人口も変わるとか、その周辺の環境がいろいろ変化するというふうに思っていますので、ときにはそういうような判断は必要になってくるだろうというふうに思っています。私どももこの病院の問題のスタートから、重複しますけれどもやはり経営手法と申しますか、これについては議会の

ほうにも示しているとおり、こういうことを検討したというようなことはお示したとおりなのです。ただそういう状況の中でそういう環境に至らなかったということで今回そういう、今回の結論を出させてもらったと。ただそういう手法があるというのは当然のことながらほかの病院でやっていますので、そういうことも踏まえながら状況、環境が変化によってそのことの考え方は十分配慮していかないとだめだと、そういうふうには思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひ先を見越した考えでやってほしいと思います。それで先ほど池田町の紹介しましたがけれどももう1点、医療法人を指定管理者にしたまちの事例があります。町長にも見解を求めますから聞いておいてください。これは人口5,900人の羅臼町であります。社会医療法人を指定管理者にして地域医療を持続可能にしました。羅臼町立病院は平成19年から看護師不足など医療崩壊により、時間外救急停止、入院病床休止等で病院の存続が危ぶまれました。平成20年には48床の病院から19床の診療所に転換しました。しかし入院病棟は休止のままでした。そこで羅臼町長の脇町長はもはや選択肢の余地はない、こう決意して平成24年6月に診療所を建てかえてかつて持続可能な安定した診療経営と医師、医療スタッフの確保が重要として民間法人の経営ノウハウを生かした診療所経営による安定的な運営医療サービスの提供のため指定管理者制度の導入を決めました。そこでこれは町長自ら奔走して医療機関の誘致活動を行い、平成24年7月に社会医療法人厚仁会を指定管理者にして知床羅臼国保診療病院が開設されました。この厚仁会というのは釧路のほうで大きくやっている医療法人であります。そこでその後が大事なのです。常勤2名と出張医体制となり入院、重傷者ですね。及び24時間体制の初期救急体制が再開されました。診療科目もこれまでの内科、外科に加えて小児科の診療、人工透析の治療、このほかに専門外来として脳神経外科、循環器内科、消化器内科、整形外科、皮膚科、そして婦人科などを診療しています。これは当然指定日がありますけれども、診療所運営の財政的支援については地域医療政策費を計上していますけれども、すなわち繰出金です。これは指定管理料の、これは委託契約していますから。指定管理料の限度額を1億2,000万円としているのです。ちなみに平成25年度の繰出金は9,500万円でした。そしてでは直営での19年では、もう20年以降は医者がいまませんでした。病院、閉鎖状態で終わっていましたから。19年度、直前の繰出金は2億3,800万円だったのです。これだけ財政の負担の軽減が図られているのです。羅臼町長の政策医療に対する姿勢と取り組み、すばらしいことだと思います。これについて町長はどのように思いますか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 前段として先ほどちょっと重複しますがけれども、今事例として羅臼のお話が出ました。どういう背景がある。それから環境があるというのは十分承知をしているところではないので羅臼のことについてはちょっと答弁は控えさせていただきますけれども、いわゆる先ほども言いましたけれども、方向性を出すという中では経営形態をどうするかということにつき

ましては昨年の全員協議会の中でもこちらの検討をした項目を含めて方向性を説明させてもらいました。当然病院のこのままのというような状況と、それから有床の診療所と無床の診療所と、それから移譲と、そういうようなことで検討したというようなことを説明させてもらいましたけれども、そういうようないろんな選択肢がある中で何が最善なのかというようなことで説明させてもらって、今考えられる手法としてはこのまま継続というような結論をさせてもらいました。そのときにもいわゆる有床の診療所、あるいは指定管理、それから財務適用といえますか、そこら辺も他の病院のまちの経営形態というのも比較をしながら、それが白老町にどう当てはめられるのかということも検討しながら方向性を出す。今いろんな形で道内の他の自治体の病院もいろんな形でやっているだろうというふうに思いますので、そこら辺は先ほどの答弁と重なりますけれども、そういうようなことは経営形態をどうするかというのは常にやはりこちらのほうも、理事者のほうも頭に入れた中で十分検討しないとだめだというふうに思っています。当面は存続するというような方向で基本計画等々の作業に、28年のときに見直しの時点でそういうような形で考えていきますけれども、当然そういう作業をする中でも常に病院がどうあるべきかというのは考えていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は技術的な話をして指定管理者にすれとか、継続すれではなくて一つの方向性として十分考える余地はあるだろうと。政策医療としてこれからも考える余地があるだろうと。そしてこの羅臼の町長は選択肢がないという一つの政治生命をかけてやっていることに対して、これらはまた何年かたつとどうなるかわかりませんが、現時点ではこういう私が今言ったような病院の体制で町民の安心医療をやっているのだと。それに対して町長が命がけでやったことに対して町長が白老町長として、どうかということを知っているのです。この姿勢に対して、町長自らこういう姿勢でやっているということに対して。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 羅臼の町長の姿勢に対してということなので、本当にまちを思う気持ちからこういう行動に出て、結果として今の前田議員おっしゃったように病院を守ることが町民の生命を守ることにつながっているというふうに思いますので、本当にすばらしい決意だというふうに思っております。今の選択肢がない中でというお話でしたので、それにつけ加えますと、今は猪原院長を先頭に白老町は選択肢がないわけではないというか、選択肢を今までの町立病院を改善計画を策定してこれでいこうというふうに決めましたので、それはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次、町立病院の改築についてであります。先ほど白崎副町長答弁して

くれて、私そういう問題ではないと言ったけれども、それは撤回しますのでご理解いただきたいと思ひます。失礼しました。それは削除させていただきます。

それで次に1問目の答弁によると改築財源や改築時期等は平成28年度の財政再建プランの見直し時に一定の方向性をまとめたといふ言っているのです。これでも遅過ぎるのです。といふことは28年度の財政再建プランの見直しの訴状に載せるには、それ以前に決めておかなければならぬのです。財政再建プランの見直しに合わせるには遅くとも27年度中、あるいは27年末までに病院の改築方針を策定しなければこのプランの見直しに間に合いません。それで新たな公立病院の改革プランの策定もあるのです。これも重なりますね。ですからもう今からタイトなスケジュールを組んで病院改築の方針の策定を進めなければいけないのです。それで財政担当課長に聞きまされけれども、財政再建プラン28年度ですね。そのときに今答弁やっただやうに病院の改築財源や改築をそこから合わせたらだめなのです。そのとき出ていないと載らないと思ひます。いかがですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回の財政健全化プランの見直しについては皆さんご存知のとおり、28年度中に行う。28年度中の決算見込みを見ながら、それ以後の見直しを行っていくといふ計画内容になっておりますので、28年度以降の32年までの計画期間の中に病院改築プランを検討していくためには前田議員が言っただやうな一定額、詳細まではいかなくてもある程度の財源規模をどのくらいトータルとしてかかってくるのか、そして着工して何年から完成して、何年から償還になるのかといふ、詳細はいらぬと思ひますけれどもある一定の額については出さなければ28年以降のプランには当然間に合っただやうかといふ見解はしております。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 総合行政局と一体として、今財政の部分は安達財政課長が申し上げたのとおりです。それで今前田議員がおっしゃった中に28年度にそういう作業をしていたらもう遅いだろうといふ部分は確かにそうです。ですので目標をいつといふふうに定めましたので、そこは遅れないように我々も仕事をしていくといふ部分は一つ理解願いたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 前 11時04分

再 開 午 前 11時15分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は一日でも早く経営形態は別として町立病院が新しくなっただやうな意味で質問しております。それで改築にかかわる財源についてであります。病院の建設にはこれから財源の担保が必要となってきますけれども、平成26年3月策定の財政健全化プラン、

25 年 9 月に策定された町立病院経営改善計画には病院改築を、あるいは新築というのですか、改築を見越した建設事業の資金繰りは盛り込まれていますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 今回の財政健全化プランには大きな課題がたくさんございますけれども、町立病院等含めてかかる財源については盛り込んではいない内容になっております。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 25 年 9 月に策定した病院の改善計画の中には改築財源等、例えば将来の減価償却費だとか、そういうものを全然見込んでおりません。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） ということは新たな財源を満たせなければ病院の改築も進まないということでそれも合わせて 27 年度中ぐらいに結論を出すということですので、ぜひやってほしいと思います。それで今答弁がありましたように白老町は財政再建中で財政規律を守り、医療を図って出るを制するという財政運営をしなければなりません。これは町長も心がけているという議会で答弁もありましたけれども、そこで議論の前提として 2 件ほどお聞きします。まずバイオマス燃料化施設運営管理費についてであります。26 年度決算見込みの管理運営費、固形燃料生産量及び固形燃料 1 トン当たりの生産コストはいくらになっていますか。

○議長（山本浩平君） これは病院の関係の今回の提出されている内容とはちょっとかけ離れていると思いますので。

○13 番（前田博之君） 今の 1 トン当たりの単価を出すことによってつながってくるのです。病院の改築の財源確保ですから。

○議長（山本浩平君） それはどういうつながりになってきますか。
暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 前 11 時 17 分

再 開 午 前 11 時 17 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

13 番、前田博之委員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 新たな財源を生み出さなければ病院の建設資金の捻出はできません。それで私は本当はどういうような方法がありますかと聞こうと思ったのですが、そうではなくて議論の前提としてこれから病院の私は言ったように担保が必要だと。どこか満たさなければいけないのです。そのための一つの手法として今バイオマスの運営費単価はいくらですかということ

聞いているのです。

○議長（山本浩平君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） それではお答えいたします。平成 26 年度の施設の管理運営経費ですけれども見込み額です。8,012 万 2,000 円です。燃料の生産量につきましては 1,500 トンを見込んでおります。ですので経費を生産量で割った単価につきましてはトン当たり 5 万 3,415 円です。以上です。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 生産単価が 5 万 3,415 円、これは非常に高いコストになっています。そこで伺いますけれども同施設の休止や稼働体制を見直し生産量を縮減することで病院建設事業費の元利償還金を捻出するという手段であります。これこそ政治判断の裁量範疇であります。これを言うと一部の声から現実的ではないという声がありますけれども、これは私は一つの政治判断でできると思うのですけれども、そういうことも町長は病院の建設資金を出すためにそういうことを考えられるかどうかということでもあります。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今ご質問というか、ご提案といいますか、そういうようなお話がありました。確かに数字上でその部分をもってこればどうでしょうかというようなご質問だったと思いますけれども、こちらのほうで現時点で考えていた部分としてはそこまでの発想をpushした中でこういうふうに考えていますということにはできないのですけれども、先ほどの質問の趣旨のとおり病院のことを考えていくには先ほど言いましたけれども財源確保がどうなるかというのが 1 番大きな課題なのかと。そのことが病院の存続の根底にあったものですから、今までもそういうようなことで病院のあり方を検討してきたと。今一つの方向性を出しましたから今後はそれでは改築に向けての基本方針、基本計画を立てていくときに場所とかその体制だとかという以前に、そう考えるには財源がどうなるかということになります。当然その財源が単純に出てくるというふうであれば、今までもそれは相当考えられたであろうというふうに思います。いろんな環境、その後過疎指定とか、そういうようなことで過疎債のこともありますけれどもちょっと環境が変わってきている中で、その財源確保は今たまたま事例としてバイオマスの話もありましたけれども、そういうようなことを一つの検討材料として今後方針を出す中で、一つの考え方の一つということでpushしていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 私は昨年 6 月同じく答弁しているのです。それによって白崎副町長も今言ったように、今言われるような数字的なことも検討の中に入れてやっているということを行っていますので、今と同じ答弁ですのでぜひ考える余地はあるのかと。財源を担保する一つの手法と

してあるのかと。それでも一つこの対案を示しますけれども、次に町税の超過課税についてであります。これも若干聞きますので、先ほどの主旨ですので質問を許してください。町は財政再建のために平成 21 年度から固定資産税等の税率を上げて増税し、町民に負担を強いていますけれども、その固定資産税、法人町民税の 26 年度の超過課税額はいくらを見込んでいますか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 26 年度出ておりませんので、25 年度決算において約 2 億 5,000 万円ほど超過分がございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） それで新財政改革プログラムによって 28 年度までプログラムは終了になっていましたけれども、また戸田町長になって 26 年の 3 月に財政健全化プランを策定して、これが 32 年度までですね。そうすると今の 25 年度の決算で約 2 億 5,000 円ありますけれども、これは 32 年度で財政再建が終了しますので当然次年度以降は超過課税が撤廃され、もとの税率に戻ると思いますがそのような解釈でよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 財政健全化プランの昨年度から策定した組み立てとしては 19 年度から行っている改革プログラムを継承して、26 年度から 32 年度も超過課税を継続していくというような方針のもとで行っておりまして、プランの中では 32 年で解消するというような計画にはなっておりません。その間の中で 32 年以降について、また以降の 28 年度も見直しがございますけれども、最終年に向けてその超過課税の部分について町民負担をどのようにするかというのは今後のまた検討課題にはなっていくのかと捉えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 私 32 年度で経営改善計画が達成されたら、もうそれでまた 100 分の 1.4 に戻ると思っていたのですが、今の答弁でいえばちょっとニュアンスがおかしくなっていますけれども、それで私は 32 年度で軽減されるだろうということを前提で踏まえているのです。それでそれ以降も増税になるかもわかりませんが、病診病院の建設のために起債を借りますけれども、それに対する元利償還金の返済財源に限定して 32 年度以降もし 1 回きれてやるのであれば新たに固定資産税の超過税分を病院の元利償還金の返済分に限定して、その税率分を継続して町民に負担を求めて、その分で病院の借りた元利償還金に充当すると。そうすると病院は 32 年以前でも建つ可能性があるのです。そういう部分はどうかと思うのですけれども、提案ですけれども。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 今のお話、提案ですというようなお話です。考え方としてはわからないというふうには思いますが、プランの特別委員会の報告書の中にも法定外課税とい

いますか、いわゆる財源をどう確保するかというようなご提案中にはありました。先ほど来言っていますけれども、病院の方向性を今後どうするかというのは本当に財源をどう確保するかというようなことなので、先ほどのうまいような話も、それから今の超過課税の取り扱いの話も、そういう財源を確保するための手法をこういうことも含めて考えるというようなことだというふうに思いますので、私どもも今のご提案の部分も、先ほどちょっと重複しますが、こういうような考え方があるのだというようなことで押さえて今後の方向性を出すときにも財源をどう確保するかというような考えの中に私どももちょっとそういうことも含めて検討させてもらいたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 若干具体的に例示上げてやらないと漠としてわかりませんから何点か聞きます。その先ほど言った池田町は病院と小規模老健施設を合わせた建設事業総額27億3,000万円なのです。このうち地方債の借入れは60%になっています。これは過疎債も入っています。これは病院債と。羅臼の診療所の建設事業費総額は10億4,000万円です。このうち地方債の借入れが45%になっています。平均すると大体半分ぐらいです。そこで伺いますけれども、もし町立病院建設のために10億円を元利均等の30年償還、今時点の利率の条件で借入れた場合、元利償還額は年額いくらぐらいになるか押さえていますか。一つの例としてもしわかれば。

○議長（山本浩平君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 一応10億円の起債を発行して、今のレートでいきますと、ちょっと高く見えていますけれども2%程度、現状は今1%ちょっとでございますけれども、それで償還していきますと、3年据え置きなのですけれども毎年大体5,000万円程度の元利償還金を30年、27年間払っていけば償還が終了するというふうな計算になっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

[13番 前田博之君登壇]

○13番（前田博之君） 今答弁ありましたように元利償還金約5,000万円です。これをバイオマス燃料化施設の廃止、縮小、あるいは今言ったように固定資産税の用途限定を目的とした超過課税を導入することによって事業資金を借りた元利償還金にできる額なのです。これは5,000万円は固定資産税、この27年度の課税標準額で換算すると大体100分の0.06ちょっとに相当するのです。そしてバイオマス事業費もバイオマスの事業でも固形燃料の先ほど単価がありました。これを5,000万円相当でやると約9,000トン減産することでできるのです。これは全て両方とも町民の汗がにじんだ税金ではありますけれども、こういうことをもしやるとすれば病院の事業資金というのは確保できるのです、借金の部分は。ということは町民への説明と理解が必要ですが、先ほども白崎副町長は検討すると言っていましたけれども、戸田町長にお伺いしたいのですけれども、この二つの事案はある程度町長の政治判断次第なのです。戸田町長、どういうふうに病院建設

事業の資金を担保する一つの手立てとして二つの例を示したけれども町長の考えとしてはどう思っていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まだ具体的にはお金の捻出等々は数字として表してはいません。今まだどういう病院をつくっていくかという段階でございますので、それと合わせてお金のほうもすごく大切なので進めていかなければならないとは考えますが、今の前田議員のお話は非常に参考にはさせていただきますけれども、総体的に今は財政健全化プランの中で進んで、その中でいろんなものを削ったり捻出したりして町の運営をしている中でありますので、今これを削ってここを病院に充てるということは今の段階ではまだ考えていないというか、まだ計画には入ってきていないというのが正直なところでございます。ただこれから基本方針をつくっていく中では財源の確保は必要でありますので、その中でこういう具体的な捻出方法を考えていきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君〕

○13番（前田博之君） 戸田町長、今まで議論重ねてきていますけれども、改築基本方針は28年度の財政健全化プラン見直しまでとっていますけれども担当のほうの当面から見てもそのときには間に合わないのです。遅くとも27年度中、27年中には出さないと。それまでに町長がその以前に今言った財源をどうするかということをやっと決めなければプランは進みません。これは町長の責任は大きいです。今の話でいけば何かまだ結論を28年度に財政健全化プランに間に合えばいいような話をしていますけれども、今まで議論の過程を見てもっと早く町長が政治判断をしなければ財源がなければ進めませんから。その手段はちゃんと町長判断してください。わかりますね。それでがらりと変わりますけれども、そこで病院の新しい方向性、今改築方針やっていますと、いったときに、これは町民参加というか、町民の目線で満足の高い病院づくりを目指す。そうであれば町民の意見、意思を反映させなければだめだし、そういう機会を私は設けるべきだと思います。そして町長は新規の大きな事業は企画立案段階から町民の声が反映できる仮称事業選択会議を設置することにしています。新しい病院づくりのためにも事業選択会議的な組織を設置して町民の声を反映する考えは持っていますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町立病院改築、もしくは新築ということで白老町にとっても大きな事業でありますので、この辺は行政だけではなくて広く町民の意見を聞いて進めなければならないというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そういうことでやってほしいと思います。それで具体的に伺います。先ほど政策形成過程のお話もしましたけれども、そうすると町民参加、参画はこれは自治基本条例

で規定されていますからしなければいけないと思います。そこで今戸田町長の答弁を踏まえて具体的に聞きますけれども、新しい病院づくりの政策形成過程、あるいはプロセスでいうとどの段階で町民の参加、参画の機会を保障して声を聞くことになりますか。

○議長（山本浩平君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） これから町民の皆さんの声をどのタイミングで聞くかというご質問です。その前段になるときに、まず町の考えが当然現場の声も非常に大事で今専門部会で、例えば1例を挙げると外来の待合室の状況をプライバシーが守れるか、そのスペースがどれだけ必要なのか、あるいは手術室があるかいないか。そういうことから積み上げていっています。そういう点がある程度整理した上できちんとまた町民の皆さんと議論をしながら町民の皆さんがもっとこういう部分で施設もできないか、そういう意見をちゃんと交わしていかないとならないと思います。ですのでまずはその部会で積み上げて、今後先ほど白崎副町長がお答えしたようなプロジェクト、そういった部分も活用しながら話し合いになっていくというふうに考えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひ町民の声を聞く、その聞く段階によって効果があるないになってしまいますから、アライバイづくりではなくて、あくまでもやはり課題設定をされた後にやはり町民の声を聞いてつくっていくと、声を入れていくということはぜひそういう作業はプログラムの中に組んでおいてほしいと思います。それで答弁によりますけれども、これで最後にします。町長にお聞きします。町長は27年度執行方針で希望を叶えるまちづくりのためにレンガ積みの法則を引用して、目標に向かって取り組みを進め、やる気を高め、将来あるべき姿を知ることが大切であると述べています。これまで議論してきましたけれども病院の改築工事、あるいは新しい病院をつくるためには実現するために町長のリーダーシップと裁量権を駆使して目標や価値を明らかにして財源確保や必要なコスト、費用を予測して、そして町民を説得し理解を得る努力することが必須の条件です。このことによって町民も将来あるべき姿を知ることができて、目標の共有によって新たな病院づくりに汗を流していただけたらと思います。町長自らレンガ積みの法則を咀嚼していただきやる気を高め、やる気だけならだめなのですね。本気になって何をおいても病院改築の時期、新病院のあり方について残された任期で結論を出していただきたいと思います。町民の希望を叶えるためにも町長の判断を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） まずは町政執行方針であるレンガ積みの法則の例えを使っていただきまして本当にありがとうございます。確かに目標を持ったほうが仕事の効率が上がるという法則でございますので、それに向けて町政全般に方向性を出していきたいという考えであります。前田議員の冒頭の中に政策過程のサイクルの話がありました。それで決定するまでに課題を出したり調査分析をしてこれだこうという決定を出す過程の段階で今はありますので、レンガ積みの法則は目的を

きちんとはっきりしたほうが良いということなので、そのはっきりする決定をするのに今調査分析、課題を出しております。町立病院の課題というのは本当に今の社会では多種多様になっておりますので、その中には財政健全化プランの中にも、例えばの例でお示ししたとおりリハビリをやるとか、透析をやるとかという課題がありますので、この辺もある程度方向づけというか、目安が立った中で決定をしていかなければならないというふうに考えておりますので、今は決定する前段の調査分析、課題の抽出でございますので、その辺がきちんと固まったら決定をしてスピード感を持って進めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 今町長答弁ありましたけれども、私は言いたいことはこの3年半執行方針であったように策定するとか、検討する、今の町長の言葉でありましたけれども、その今言ったことを早くしなければ前に進みませんということを私は町長に言っているのです。今のままでいけばまだ待っているといたらできないです。そうですね。先ほど言ったように設定の時期が今決まったのです。私の質問の議論の中で、それをやる前に町長がもっと先に今町長が答弁いただいた部分を自ら判断しないと、職員が鉛筆上げられないのです。私はそういうことを言っているのです。わかっていると思いますけれども。そういうことで今言ったようにやる気を求めてもできないですね。職員がそのやる気はあっても何をしなければいけないという結論が出ないと前に進まないと思います。その前段を私言っているのです。ぜひ町民の切実な願いを成就させるためにも任期中に結論を出さないと、そのあと任期がどうなるかわかりませんが、28年には間に合わない。また28年度でまた先送りされる可能性もあるということで私質問しているのです。そういう部分いかがですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ちょっと繰り返しになりますが、まずは病院を改築、新築するという決定は出しております。問題はの中身でありますので、それは今のまま建てかえするのだったら私も決断できますけれども、今町民からはいろんなところでご意見をいただいた中、先ほどの透析の話もあります。ただ透析するにも医者の確保とか環境整備もしなければなりません。やるという方向を決めて建物は建てたけど中身がゼロだと、これは全くつくる意味がないということでもありますので、この辺はきちんと今動いていないわけではなくいろんな各関係機関にも動いておりますので、これがちゃんと方向性が出る目安がつく段階できちんとした方針が出せるというふうに思っておりますので、この辺はちょっとご理解をいただきたいと思います。それを含めてきちんと方針を出さなければ進まないということでもありますので、一日でも早い方向性を出したいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 以上で、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、一般質問を続行いたします。

◇ 吉 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 2番、公明党、吉田和子議員、登壇願います。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田和子でございます。

今定例会で、通告順に2項目について質問をいたします。

1項目め、第6期白老町介護保険事業計画について伺います。2000年に介護保険制度が創設され、地域高齢者が自立し日常生活を営むことができるよう円滑な介護保険給付の実現に向け必要なサービス量や費用の見込みと介護保険運営の基礎を示す計画は3年ごとに見直され、今回もアンケート調査をし、改正等もある中で第6期計画の策定いたしました。大変ご苦勞されたと思いますが、6点について伺ってまいりたいと思います。

（1）町の第6期計画における高齢化率、前期・後期高齢者、介護認定者の推計と包括ケアシステム構築目標年の2025年度推計を伺います。

（2）第6期介護計画における保険料について伺います。

①、第1、第2被保険者の保険料と町の負担額は。

②、また保険料改定における影響した要件は何か。

③、介護保険事業基金の取り崩しによる保険料抑制額と第7期への基金残高はどのようになっているのか。

④、低所得者、介護保険料軽減の要件と率、対象者数は。

⑤、介護利用者の負担割合はどのようになるのか。

（3）介護報酬の改正により、全体の引き上げ率を2.27%としているが各事業所、各施設への影響はないのか伺います。

（4）低賃金、重労働、人材不足の解消策として処遇改善加算額を各事業者は実施できる状況にあるかどうか伺います。

（5）第5期介護事業における認知症対策の進捗状況と効果、実績と第6期計画における認知症対策の推進について伺います。

（6）第5期計画における在宅医療・介護の進捗状況と課題、第6期で取り組む地域包括ケアシステムの内容について伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「第6期白老町介護保険事業計画」についてのご質問であります。

1項目めの「第6期計画における高齢化率、前期・後期高齢者、介護認定者の推計」と「2025年の推計」についてであります。

第6期計画の最終年度となる平成29年度では高齢化率41.7%、前期高齢者数3,633人、後期高

齢者数 3,565 人、介護認定者数 1,444 人と推計し、平成 37 年の 2025 年では高齢化率 46.9%、前期高齢者数 2,686 人、後期高齢者数 3997 人、介護認定者数 1,647 人と推計しております。

2 項目めの「第 6 期介護計画における保険料等」についてであります。1 点目から 3 点目につきましては「第 6 期介護計画の介護保険料改定」に関する事なので一括してお答えいたします。

国の改正で介護報酬が 2.27%引き下げられたことで町の負担額も減額しておりますが、第 6 期介護計画の介護保険料改定では 65 歳以上の第 1 号被保険者は高齢者数の増加による介護給付費の自然増と保険料負担割合が 1%引き上げによる影響から上昇となります。

このため介護保険事業基金積立金 2,100 万円の見込残額のうち、2,000 万円の取り崩しを行い、86 円の介護保険料額を抑制し上昇率を 14.2%といたしました。

したがって第 7 期計画への基金残高 100 万円となる見込みであります。

また 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者は、保険料負担割合が 1%下がったことにより健康保険料から算定される介護保険料は軽減されることとなります。

4 点目の「低所得者の介護保険料軽減」についてであります。

第 6 期介護保険料の段階につきましては、改正される国基準に準じ現行 6 段階から 9 段階に設定いたします。

この段階層のうち、低所得者層では介護保険料軽減措置があり、27 年度と 28 年度では生活保護受給者及び町民税非課税世帯で本人の課税年金収入額が 80 万円以下を要件とする第 1 段階層のみ基準額の 0.05 が軽減されます。

また 29 年度には軽減措置が拡大し、町民税非課税世帯全体に適用されることとなります。

第 1 段階層では軽減率が 0.2 へ拡大され、本人の課税年金収入額が 120 万円以下を要件とする第 2 段階層では 0.25 の軽減と、120 万円を超える要件とする第 3 段階層では 0.05 の軽減となる予定です。

なお第 1 段階から第 3 段階層の約 3,065 人の方が対象となります。

5 点目の「介護利用者の負担割合」についてであります。

国の改正では、介護利用者の負担割合について 65 歳以上の被保険者のうち合計所得金額 160 万円以上の方が介護サービスを利用する場合に 2 割負担となります。

3 項目めの「介護報酬改定による各事業所等の影響」についてであります。

27 年度の介護報酬の引き下げにより、各事業所等では年間収益が減少することでサービスに影響が出ないよう新たな加算を取得するなど減収分を補う方向で検討していると伺っております。

4 項目めの「介護人材の処遇改善加算」につきましては、今後増大する介護サービスへの対応と質を確保する観点から介護人材の処遇改善加算が現行に新設加算が加わり改正されますが、現在のところ詳細な算定要件が示されていないところです。

今後、国から提示があった場合には速やかに町内事業所へ情報提供していく考えであります。

5 項目めの「第 5 期と第 6 期計画における認知症対策」についてであります。

本町の認知症施策について、第5期計画期間では脳の健康教室や出前講座のほか、新たな取り組みとして対象を中学生に拡大した認知症サポーター養成講座、徘徊高齢者等搜索模擬訓練、認知症連携パス、介護マーク配布、認知症グループホーム連携事業を実施しております。

また北海道の認知症高齢者日常生活自立度状況調査では、要介護認定者の日常生活が困難となるランクⅡ以上の割合が平成22年度末現在と比較し減少しており、各種の予防事業等により効果があったと推測しております。

第6期計画では、医療・介護の連携を強化し、予防・早期発見・早期対応・ケア・家族支援までの一貫した取り組みと相談体制の充実に向け総合的なケア体制の構築に向け推進してまいります。

6項目めの「第5期計画における在宅医療・介護の進捗状況と課題」と「第6期計画での地域包括ケアシステム」についてであります。

町内1病院、3診療所における在宅医療につきましては緊急的な往診は行っておりませんが、2カ所が定期的な訪問診療を行っております。このほか訪問介護ステーションでは医師の指示のもと訪問介護を実施しております。

なお白老町ケアマネジャー連絡協議会では主治医と介護支援専門員との情報共有のため連絡票を作成し連携を図っております。

今後は住み慣れた地域での生活維持のため、退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等さまざまな局面で連携を図ることができる「在宅医療・介護連携」の体制整備が課題となります。

また第6期計画での地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みとして、行政内部の関係部署及び町内の関係機関・NPO・民間事業者などで構成する「(仮称)白老町地域包括ケアシステム検討会」を設置し、高齢者に関する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防などの問題・課題を抽出し、課題の解決に向け検討を進めてまいります。

更に、「生活支援コーディネーター」を配置し、「(仮称)白老町地域包括ケアシステム検討会」や高齢者にかかわる困難事例を検討する場の「地域ケア会議」と連携し、新たな社会資源の開拓を推進してまいります。

○議長(山本浩平君) ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 前 11時53分

再 開 午 後 0時59分

○議長(山本浩平君) それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは一般質問を続投いたします。2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。

順次、質問をしたいと思います。

1点目は今回道で調査をした結果なのですが、白老町における第6期計画においての高齢者の推

計示していただきましたけれども、高齢者は住み慣れたまちで暮らし続けたいとしていますけれども、現在医療、介護等の不安から都市部だとか子供のもとへという高齢者の流出が道内各地で起きているということなのですね。そういった中で自治体の消滅だとか、そういった要因にもなっているというふうに言われています。これは根拠が何なのか私よくわからないのですが、退職後のご夫婦二人を定住してもらおうと社会保障費が 3,700 万円で経済効果が 2 億 1,000 万円あるというのがちょっとあったのですけれども、その根拠はわからないので詳しくは聞きません。高齢者を定住させるということも一つの大きなまちにとっては財産になるという話がありました。そういった状況の中で白老町は高齢者流出というのはどういう状況になっているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 65 歳以上の高齢者の転出の流出の関係ですね。まず 25 年度なのですけれども、転入者が 62 名、それから転出が 54 名、今年度に入りまして 2 月現在まで転入が 48 名、転出が 59 名となっております。ほかには死亡だとか、65 歳到達だとかの状況をみますと 26 年度中ですけれども、総合保険なのですが増加の部分が 444 名、減少が 325 名というような状況となっております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。きのうもお話が出ておりましたけれども、白老町は福祉のまちと。私も全道の超党派の女性議員研修なんかに行くと白老町というのは福祉のまちですねと言われるのが常識というか、しょっちゅう言われていたのです。私も胸張ってそうなのですと言っていましたけれども、きのうもちょっとお話ありましたがやはり財政的な問題だとかいろんな仕組みの違いによって変わってきているのかというふうに思いますので、高齢者も地方にとっては大切な人材であるということを確認しながら進めていきたいというふうに思います。

では介護保険料について伺います。答弁の中に 2 の 1 で、第 2 はちょっと出せないと思うのですが、第 1 被保険者の保険料が全然答弁としてなかったのですが計画の中に 5,445 円というのがありましたので、それで間違いなければそのことで進めていきたいと思います。まず 1 点目なのですが、介護制度が始まった 2000 年は介護費用は約 3 兆 6,000 億円だったと。14 年度は 10 兆円になった。団塊の世代が 75 歳になるときは 21 兆円に達すると言われていています。今回の改正で介護報酬が 2.27%の引き下げになりました。その影響について何点か伺いたいと思います。27 年度の町長の執行方針の中で特別会計の中で介護保険の前年度比 7,942 万円増になるということのお話がありました。2.27%に引き下げということは総費用が抑制されるということを言われています。ということは介護報酬 2.27%の引き上げで、これは介護給付がふえたということで増にはなると思うのですが、この 2.27%の影響というのは総費用の中ではもっとこれ以上になるのではないかというふうに思われるのですが、その試算等をされたかどうか。第 6 期は 3 年間ですので 3 年間でどれくらい予算の減少になるのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回の質問でございますが、介護報酬が 2.27% 引き下がるということで町の負担額の減額、金額の関係でございますか。第 6 期の介護給付 3 カ年分に対しまして町の負担割合 12.5%になりますけれども、約 1,700 万円の減額になる見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 結構大きな金額なのだと思います。それからもう 1 点です。介護報酬はサービス利用料と保険料に直結しております。今回の改正で第 1 号被保険者の保険料が 230 円抑えられたというふうに言われております。それと基金を取り崩して 86 円のものが減額になっていると思いますけれども、そういった関係で 5,445 円ではなく、本当であれば 5,800 円近くの金額になるのかと思うのですが、その辺のことを伺いたと思います。それから第 2 号被保険者は下がるということで、これは各会社とかで対応するのでその点はわかりました。その点伺いたと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回の第 6 期の改正で第 1 号被保険者の負担割合が 28%か 29%ということで 1%引き上がり保険料に直しますと 5%の上昇になります。保険料基準額に直しますと 258 円アップということになりますので、今回第 6 期で基準額を 5,455 円というふうに設定しておりますけれども、これを引きますと 5,197 円という引き下げ、差額ですね。このアップがなかったら 5,197 円というふうになる予定です。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。介護保険の利用者の介護サービス料の引き下げにもなるということになっているのですが、この辺はどうなのかということと、それから 27 年 8 月より収入が、ここにありましたね。160 万円、私 280 万円という年金所得者は自己負担額が 2 割になるというふうに捉えているのですけれども、総合計が 160 万円という答弁だったのですが、その収入の捉え方が私は違うのかと思って聞いていたのですが、これは 50 万人の人が対象になるというふうに言われているのですが、白老町ではどれぐらいの人が対象になるのか伺いたと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず介護保険料の低所得者の軽減の関係ですか。今回の改正で一定の所得の方がサービスを使った場合 2 割負担という部分の関係でございますけれども、年金のみの場合でしたら年金収入 280 万円以上、あと世帯で一人の方、年金のほかに収入がある場合は 383 万円以上、世帯で 65 歳以上の方が 2 人以上いる場合につきまして合計収入額 520 万円以上の方がサービスを受けた場合 2 割負担になるというところになります。今回の

改正につきましては経済的にどちらかという余裕がある世帯となるために、仮にお二人の世帯で
お一人が施設に入った場合、そしてもう一人の方が在宅サービスを使った場合につきましては両方
ともお二人ともサービスは使える状況を見越した今回の改正になっております。人数的なものは
はっきりしたところ、まだ要するにこのあたりははっきりした数字はつかめない状況になっておりま
す。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 所得申告が3月15日に終わりますので、その以後でないちょっと見え
てこないかと思えます。そのときまたお伺いしたいと思えます。それから第6期で基金を2,100
万円あるところを2,000万円崩して、7期には100万円の基金の繰り越しになるということだっ
たのですが、第7期でどれぐらいの基金がまた積み込めるのか。保険料にはやはり一人86円とい
うのは毎月のことですので大きいと思えますけれども、この基金の今後の可能性どのように捉えて
いますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 第7期までの基金の関係でございますけれど
も第6期中、今回見込んでいる介護給付費の部分は第6期中に在宅サービスだとか、施設サービ
スとか、使う認定者の伸び率で換算して算定しております、ただその計画期間中にやはり認定者の
増加だとか、それに影響する事業サービスの見込んでいる状況によっては基金の積み立て残高がど
ういうふうになるかというのは今のところ全然読めない状況でおりますので、今どうのこうのとい
うことはお答えできない状況でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。次いきます。低所得者の保険料の公費軽減が27年4月
から2段階に分かれてやるということですね。27年と28年。29年度と2段階に分かれるとい
うことは、これは消費税の関係で消費税が8%のときは27、28はこれだけです。29年度からは
10%になるのでこうなのだと思います。2段階に分かれていると思うのですが、これは10%に
ならないかもしれないですね。これは決定したものなのですか。私ちょっとこれを見ていてすご
く不安だとずっと見ていたのですけれども、計画の中にはそのようにきちんとうたわれていま
した。10%というのは決定しているものなのか。もしこれが変わってくると数字的にはかなり違
ってくると思いますので、3,300円の軽減が1万何ぼに変わるわけですから、第1の人は。だから
そういった分ではすごい違うと思いますので、その辺が明確にこういう計画の中にうたわれて
大丈夫なのかとちょっと不安に思ったものですから、その点を確認したいと思えます。それと
同時にこういった保険料の改定、保険料は納付書がいくのでわかると思えますけれども、こ
ういった軽減策だとか、その情報、高齢者にこの情報をきちんと伝えるということは大変
重いものであるというふうに捉え

るのですが、その辺はどのようにお考えになっていますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 低所得者の介護保険料軽減の考え方ですが、国のほうで 10%引き上げるということを想定して、29 年度軽減されるという見込みで本町でも、どこの市町村でも組み立てているというふうに考えておりますが、これはあくまでも予定で算定しております。今後この低所得者の軽減の周知の関係でございますけれども、当然納付書を発布するときにはご本人宛てにわかりやすい内容でお知らせするというのと、前もって広報でも周知する考えでございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。個別に通知する場合は本当にわかりやすく、そういうふうに 29 年からはっきりしていない人にはこういう可能性がある。10%になったときということきちんと明確にお知らせしないと、それを本当に期待してみんな生活設計を立てますので、その辺はしっかりとお伝えをするようにしていただきたいというふうに思います。それから今までは介護報酬が下がるということでの対応で皆さんの保険料とかが町の負担分も下がるということだったので、次にこの介護報酬が下がることによって各事業所の運営、それぞれにかさの大きいものを利用していくのではないかとということなのですが特に施設、施設介護においてはかなりのパーセントで 2.27 の数字ではないですね。もっと下がっていくと思うのですが 6%、7%、もっと多いところもあると思います。こういった情報をきちんと捉えるということと、それから相談体制をきちんと組んでいくということ、このことが今後必要ではないかというふうに思うのですが、その辺どのように捉えていますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回の介護報酬のマイナス改定の関係でございますけれども、確かに吉田議員がおっしゃったように平均して 2.27%改正になっておりますが在宅サービスよりも施設サービスのほうがマイナス改定のほうが高いというところで、うちのほうでも聞き取りした関係でどこも一律ではないのですけれども、新たな加算が今回設定されますので事業者によっては新たな加算ができる取り組みを考えているというふうに聞いております。また今回の報酬改定の関係で社会福祉協議会のほうが中心となりまして町内の関係事業者さんを集めましてそのあたりに情報交換だとか、意見交換をしたというふうにお聞きしております。また今後につきましては、その時々におきまして社会福祉協議会が主体となって同じように町内の事業者さんに呼びかけましていろいろ意見交換をするというふうにお聞きしております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。介護事業者がなくなるということは介護事業者ももち

ろん大変ですけれども、かかっている町民の方々が大変なのです。そういった思いでは本当にそのことを楽しみにしながら、生きがいしながら、そして行って元気になって帰ってきてまた毎日過ごしているという方が多いですので、そういったことをきちんとやめることがないように、今後また町でやっていかなければならないことも出てきますので、そういった面では事業者をきちんと守っていく体制もつくっていただきたいというふうに思います。次にいきたいとします。次は介護事業における処遇改善と人材育成について伺いたいとします。人材不足、先ほども言いましたようにそういったことから離職者も多いということで介護職員に 2025 年度にこの答弁では金額は書いてありませんけれども、2025 年には 33 万人が不足するというので今回の処遇改善は 27 年度は 1 万 2,000 円の特別加算ということで加算されるというふうに私はいろんなものを見ました。そういうことでこの介護報酬の引き上げにより各事業所も介護加算は別加算ですけれどもやはり事業が苦しくなると加算されたものが本当にその職員にいくのかということが 1 番心配ではないかというふうに私は思うのですけれども、その加算をされているかどうかということの確認をするといったらおかしいのですけれども、職員を守るために何か考えられていますか。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 今回の介護職員を確保するための処遇改善加算の関係ですが、戸田町長のほうで 1 問目のところで説明しているところではまだ国の情報が入っていないというところだったのですが、実は今週国のほうから報酬の今回の新たな加算の部分について具体的ではないのですが概要的なものを示されております。それによりましては要件につきましてはまず職位、職責、職員の内容に応じた任用要件と賃金体系の整備と、それから資質向上のための研修計画と実施ということが必ず必須になっていて、それから賃金改善以外の職場環境等の取り組みを積極的に実施していくことが評価される、これがポイントになります。例えばこの職場環境という部分につきましては出産、子育ての支援の強化だとか、事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成だとか、そういった類の、まだほかにも示されているのですけれども、そういったものが要件になっておりまして、それを指定権者ですね。地域密着型認知症グループホームでしたら白老町のほうに申請、また道のほうの指定になりますと北海道のほうに申請するという仕組みになっております。町内の状況につきましては、こちらのほうで聞き取っている範囲ではそういう職場環境の部分については今言ったようなところは実行しているところが多いというふうに確認しております。あとほかに人材確保のための動きとしましては国のほうで地域医療介護総合確保基金というのを都道府県に増設する動きが出ておりまして、それが介護従事者確保の取り組みが中に内容に加わっております。本町もこの内容に応じて 27 年度以降、例えば確保するために何かこう内容にマッチしたようなものがあればこれを活用したいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。前に質問したときにも要件をほとんどの企業は満たし

ているということだったのですけれども、ほとんどということとは全部ではないということですね。全部でない要件を満たしていないところはこない可能性があるということですので、その辺働いている人はおりますし、そこに通っている方もいらっしゃいますので、その辺確認して全事業所がこの加算をされるようにしっかりと見ていっていただきたいというふうに思います。それともう1点、この処遇改善の引き上げというのは2009年度より実施されているのですね。その合わせて今回のもし1万2,900円になると今までの合計が4万2,000円のアップとなるということです。そのことがその職員たちが実感できるような体制が本当にでき上がっているかどうかということなのです。アップはされてきているけれども、またそれが何か元に戻ったりとか、いろんな状況になっていないのかということが気になるのです。4万円上がるということは2009年からですから6年で4万円の給与が上がってくるということはこれはほかにはちょっとないことだと思います。それぐらい厳しい職場状況ではないかというふうに捉えるのですが、その点を確認されているかどうかということと、今の人材確保のお話がありました。今介護人材確保のまとめということをして厚生労働省が今回の国会で関連法案を提出して決まればくると思うのですが、5項目にわたってきています。このことをしっかり確認しながら人材をどう確保していくのかということを取り組むのが必要だというふうに思うことと、もう1点は私は白老町独自の介護士さんの人材というのは各事業所に今何人いるのか。そして今後2025年に向けてその推計、どのような人数が必要になるのか。そういったものをきちんと白老町でつくって、ではどれだけの人を育てなければいけないのか、どれだけの人を連れてこなければいけないのかということをして白老町としても今後の計画として持つべきではないかと思うのですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず町内の事業所の処遇改善の加算の取得の状況だとか、間違いなく取得をして反映させているかどうかの状況かと思いますが、まずこちらのほうで全事業所にちょっと確認したところ、全ての事業所が加算を取得しております。それで給料には加算に見合った金額を賃金に反映しております。この確認につきましては必ず実績報告というのを指定権者に出すことになっております。実績報告の中に詳しいその賃金、支給している内容がわかるもの、例えば名簿ですね。名簿、誰々にいくら出しているかという、その詳しい内容のものを添付して間違いなく反映しているかどうかというのはつけられております。また今後は国から人材確保ための指針というものが、概要ですね。確かに今配布されておまして、その中に本町としましての取り組みの関係でございますけれども、現在白老町の介護職員人数というのはちょっと手元にちゃんと数字を押さえていないのですが、確かに国のほうでは推計を出して確保するために計画を策定しなさいということになっておりますが、白老町としましては町内の関係事業所を行政が呼びかけまして対策的なところの協議の場を考えていきたいと思っております。またこの部分につきましては行政がやるべきもの、または各事業所がやるべきことというのはすみ分けはあると思いますので、そのあたりお互いに話し合いしながら前向きに検討していきたいというふうに思ってお

ります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。次に進みたいと思います。白老町では先ほど2025年にはもう後期高齢者のほうが人数がふえるという推計を示していただきましたけれども、白老町の介護推計で2020年にもう後期高齢者と前期高齢者が逆転をすると、後期高齢者のほうが上回るのですというお話を聞きました。それで高齢化率も40%を超えるということで白老町私はすごいと思うのです。いろんな認知症予防だとか、健康を維持するための健康教室とか、もう本当にその人数もふえていますし、高齢化率と同時に上昇もしていますのでかなりそのことが浸透され、また町民も高齢者も自分の健康は自分で管理しなければいけないのだという意識がすごく出てきているのではないかということは本当に評価できることであるというふうに思っています。ただその中で今後元気な高齢者をつくっていくというそういう大きな目的のために、その予防のメニューを充実させる考えはないかというふうに思っているのです。その取り組みの一つとして理学療法士、作業療法士という方がいますね、専門家です。その人たちの積極的なかわりが大きな充実をされているのです。自分の体力の衰えをどうやってそれを維持し守っていくかということが示されるということで、それでただその理学療法士と作業療法士というのは都市部だとか、それから施設に集中しているのです。ですからなかなか民間の中のそういったところに入ってくるというのが難しいのですけれども、今回北海道の作業療法士会というのがあるのですがそこで道内の各市町村に要請があれば派遣をするという、手を挙げるまちがあれば言ってくださいというふうに出ているのです。そういったのを見て私も本当に一緒に買い物に行ったらどういうふうに動いたら体に楽に買い物ができるかとか、流しに立ったときどうする、本当に細かく指導してくれるらしいのですが、そういったことを町として本当に元気な高齢者を維持してもらうためにそういったことを利用していく方法はないか。また白老町にも理学療法士と作業療法士がいらっしゃると思うのですが、そういった方々のボランティアを兼ねての応援というものはいただけないのか、その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 介護予防の事業の関係でございますけれども、既に介護予防の事業としましては健康体操教室、町内では7カ所実施しております。あと元気づくり教室、町内で5カ所実施しております、ここの教室につきましては全てではないのですが一部につきましては住民の方が主体となってほぼ運営しているところがございます。こちらとしましては今後特に後期高齢者の方がふえていることを見据えながら介護予防の事業には力を入れていかなければならないというふうに考えておまして、27年度からはこれから順次町民の方が主体となって、それで家から歩いて10分以内の会館等を利用して健康体操教室を拡充していく今計画を立てております。もう既に町内の作業療法士さんだとか理学療法士さんだとか健康体操教室にかかわっている方たちと呼びかけまして、そのあたりのちょっと今後の体操の進め方みたいところを検

討している段階でございます。また町内の作業療法士さん、特にリハビリの作業療法士さんがいらっしゃるのですけれども、平成 26 年度から脳健康教室のほうに協力していただいております。また 27 年度につきましては健康体操教室のほう、竹浦と虎杖浜のほうにボランティアで協力していただくということで今後進めてまいります。また北海道の作業療法士会のほう、先日日胆支部の方がこちらのほうに来ましてやはり吉田議員のおっしゃるよう協力したいということで、先日協力できる内容についてご回答いただいておりますが当面の間は健康講話のことを協力したいということで、今私の先ほどお話ししたような健康体操教室に町内の専門職だとか、または地域包括支援センターにいる保健師だとか、または作業療法士会さんとか協力していただきながら今後新たにできる健康体操教室にかかわっていただく形をとります。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。ぜひともいろんなことで、白老は元気な高齢者が多いまちというふうに言われておりますので、そういった方々が今健康になって、そして元気になって町のボランティアに今度かかわって自分たちが運営をして自分たちの周りの高齢者を助けていくお互いに共助という、そういった体制ができるようにしていただければというふうに思います。

次にいきます。認知症について伺います。認知症は 12 年で 462 万人いるそうです。それで 2025 年には 700 万人、病気によっては 730 万人になるのではないかと。大体 5 人に 1 人が認知症になっていくというふうに言われています。そうすると今後認認介護というふうに言われるようになるというふうに言われていますけれども、そういった中で認知症対策について伺いたいと思います。国は認知症対策として認知症施設推進総合戦略新オレンジプラン、前に 10 年計画のオレンジプランがありましたけれども、今回新しくまとめました。住み慣れた環境で自分らしく暮らし続ける社会を目指すということになっています。その原動力は何かというと認知症の早期発見、早期対応のための対策だと。その対策として、きのうもちょっと出ておりましたけれども消費税分を活用して第 6 期計画の中で 18 年度までに医師、専門医、両方入るのですけれども、それから介護専門職による認知症初期集中支援チーム、18 年度までに全市町村に配置するのだと、そういう計画を立てています。人材も含めて町としてどうなのかというふうにちょっと心配をしております。専門医ということですのでその辺がどうなのかというふうに思っています。それともう一つ、新オレンジプランには 65 歳未満の今 1 番すごく多くなっているという若年性アルツハイマーの早期発見というのが今言われております。そのオレンジプランの 7 つの中にあるのですけれども、この中で特に早期発見をして早期治療することである程度社会復帰ができると言われていた、それでいて統合失調症とか、それから鬱と勘違いされるという、そういうレビー小体型というのですか、そういう認知症が多くなっている。これは本当に早期発見が大事だということです。ただ本人も認めたくないし周りも認めたくないし、それで遅れて本当に認知症になってしまうということがあるということで、そういったことも含めてその人材をそろえるということと、それからそういう対応をしていかなければ

ればならないということを含めてどのようにお考えか伺います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 吉田議員がおっしゃるとおりに、平成 30 年度までに認知症の早期診断、早期対応のための認知症初期集中支援チームというのを設置しなければならないことになっております。このチームの活動の内容ですけれども医療と介護の専門職が複数でご相談があったところに、要するに認知症の疑いのある方のところに訪問してアセスメントだとか、家族支援の初期支援、特に問題なのは地域包括支援センターにも相談を寄せられている内容の中ではなかなかご本人もご家族も専門医療のほうに認知症としての診断を受けたくないと拒む方がいらっしゃるのですね。特にそういう方たちを早期診断するためにチームを組んで対応するという仕組みでございます。本町としては確かに専門職になりまして、今地域包括支援センターで、配置場所は地域包括支援センターでもいいのですけれども、ただこれが地域包括支援センターに配置するということになりまして今正直言いますとかなりの業務がありますし、また新たに地域包括ケアシステムを構築するにあたって、これ以上チームを組むということはなかなか難しいだろうというところがあります。また 26 年度に国がモデル事業で全国でやっております、その中に小さなまちでも取り組んでおりますので、それを参考にして白老町の現状にあった体制がどういうふうにしたらいいのかというところを今後検討していきたいというふうに考えております。またサポート医の関係でございますが、26 年度に北海道のほうから診療機関のほうに依頼がありまして町内の個人の診療所の先生が研修を受けていただくということを聞いております。また先日新オレンジプランの中で若年性の認知症施策というのが出されておりますが、実は本町で平成 25 年度の実績でございますけれども若年性といわれる方が 65 歳未満の方で 5 人いらっしゃいます。5 人が多いのか少ないかという話になりますけれども、今も現在もその方たちに対しましては保健師が特に保健師など専門職が個別支援をしておりますので早期発見が一番大事なのですけれどもやはりそこにはデリケートな部分がございます健康福祉課、または地域包括支援センターに上がった場合は今まで引き続き保健師などの専門職が支援していくという考えでおります。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。2 点ちょっと続けて伺いたいと思います。

1 点は認知症というのはやはり看ている家族、それから本人をもケアして、その地域で暮らし続けられるようにしていくというのが大きな目的であるわけです。その中で一つ認知症カフェを開いているところがあります。これは場所を設定してずっとやっているのではなくて、その先ほどおっしゃったように会館みたいところに元気な人だとかが行って、それで家族でそこに集って認知症カフェを 1 カ月に 2 回やっているとか、そういう集いの場をしてその介護をしている人も気を休めてもらったり、愚痴を聞いてもらったりする場が必要だというふうに言われておりますけれども、白老町はないというふうに私は認識しているのですが、その点の今後の考え方を 1 点伺いたいと思

います。もう一つはもう1点大事なことはサポーターです。白老町は認知症サポーターかなり数が多いと思いますけれども、この認知症サポーターと、それから子供の認知症に対する認識を子供のときからつくっていくということなのです。白老町は中学2年生で認知症教育をやっていたきました。これをやはり今後国も拡大をしていってほしい。教育の場面でその認知症の学ぶ場を多くして理解をしてもらいたいということを言っていますけれども、この2点について今後どのように進められていくか。白老町は本当に私は進んで頑張っていると評価したいのですが、さらに進めていっていただきたいと思うのですが。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） まず認知症カフェの関係でございます。第6期の計画の中では認知症カフェも含めましてサロンの町内開設をちょっと計画に入れておきまして、その中に認知症の方も対象のサロンというのも想定しております。確かに町内ではまだ設置しておりませんが今後地域包括ケアシステム検討会の中でも検討させていただくという動きになると思います。また現在本町のサポーター養成講座修了者の方の人数でございますが、26年度実績も含めまして1,136人になっております。この方たちは今後これからも活用していく、サロンだとかでかかわっていただくということも考えております。また先ほどのもう1点の子供に対する認知症の教育の関係でございますが、今後教育委員会とも連携しながら、今白老町で昨年度から行っております高齢者等徘徊模擬訓練というのを初めてやったのです。ああいう訓練に子供たちが参加するということも一つ必要なかというふうに考えておりますので、そのあたりはサポーター養成講座も含めまして引き続き教育委員会と連携してご相談しながら行っていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田でございます。今ではお話をされました。今後、在宅ケア私今回ちょっと外したのです。在宅ケア余り広範囲で白老町がまだまだできることはない。24時間見守りサポートだとか、それから小規模居宅の関係だとか、なかなか進んでおりませんので今そのことをどうのこうのと言ってしまうのがないので、まず在宅訪問医療もできていないですし、そういった中で今後これは大きな課題としてまた問題としては捉えておいていただきたいというふうに思います。その中で私すごい評価をしたいと思うのですが、白老町は地域包括ケアシステムの構築のために関係課による内部検討部会をやっていくということで、そしてまた町長の執行方針にも27年度に白老町地域包括ケアシステム検討会を設置すると。私前から言っていました、これは各部署にまたがるので本当にいろんな人たちの代表で大きなくくりでやっていかないと、この制度を続けていくことができないのではないかといいましたけれども、今回そういう検討会をつくれるということで時期、27年度中ですから27年の後半なのか、前半なのか、初期なのか、その辺で大分違ってくると思いますが、その人選だとか、そういったことをどういうふうにお考えになっているかということが1点です。それと27年にこれを設けて、28年には生活支

援コーディネーター、これがすごく大事だというふうに言われているのです。そのどういったことで支えたらいいのか。どういうことがみんなが要望しているのかということとそのサービスとつなげていくというすごい大きな役割を持っているのです。ですからこの生活支援コーディネーターを本当にきちんと配置できるのかどうかということも含めて、これは課長に、課長重たいのではないかと私はすごく思っているのです。今までもずっとこう述べてきましたけれども戸田町長本当に広範囲なのです。計画も3年ごとにつくる。その間にいろんなその人材は足りない。人はこうする、こういう教室はしなければいけない、広範囲です。ですから私はこの地域包括ケアシステムの検討会というのは地域包括ケアシステムをつくるためのものなのですけれども、それを進めていくために白老町のいろんな問題というのが出てくると思うのです。だから検討部会でその問題を拾い上げたものを検討会でつくって、そこでできるようになったものをコーディネーターがやっていくということで、私担当課が爆発してしまうのではないかと思うくらいに厳しいのではないかと。これはほかの課もそうですけれども全部の課がそうだと思うのですが、人材も含めて私は本当に戸田町長がこういう形で進めていくという指令を今回出しました。ですから私はこの指令を出された町長として指揮系統を明確にして、そしてこの制度が本当にこの3年間で1番勝負のような気がするのです。ですからこの3年間で28年度の7期に継続して、それをいけるような形をつくり上げていくということが大事だと思いますので、最後に戸田町長、この辺町長の執行方針の中で言われている考えと、その今後の職員体制だとか、その体制のあり方を伺ってここの質問を終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 田尻健康福祉課高齢者介護担当課長。

○健康福祉課高齢者介護担当課長（田尻康子君） 最初の質問の中で今後27年度に設置する予定の（仮称）地域包括システム検討会の関係でございますけれども、まず時期的なものでございますが今後要綱などをつくるとか前段の事務がございまして、今ちょっと想定しておりますのは6月から7月ぐらいに立ち上げればいいのかというふうに考えております。また検討部会の関係でございまして行政の内部、高齢者の問題にかかわりましてはほとんどの課が問題だとか課題だとか、またアイデアだとかいろいろ持っておりますので行政の内部での検討部会も設置いたしまして、そこで各部署で抱えている洗い出したものを多様な関係機関と協議の場としての3部会を立ち上げますので、その中でいろいろともんでいくという形になります。メンバー構成といたしましては、まず3部会の中で医療と介護の連携部会につきましては行政はもちろんのことですが、医療関係者だとか介護関係者、また町民から一般公募というふうに考えております。10名程度というふうに考えております。また介護予防の検討部会につきましては予防の関係でございまして社協だとか民生委員だとか町連合、また介護関係者だとか高齢者団体とか、あと先ほどお話ししたような専門職だとか、また町民も一般公募というふうに考えてございまして10名程度。あと生活支援住まい検討部会につきましては社協だとか民生委員だとか町連合、建設協会、不動産関係者、NPOとか民間企業も入れる考えでございまして13名程度というふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 最後戸田町長まとめて言いますけれども、今ご質問の中でこういうようないろんな計画といいますかも含め、それからやらなければならないことを含め、大変な先導役といいますか、そういうような立場になる行政の仕組みと。当然そういうことでいけば、それをするためにはある程度の体制、あるいは人員とか、そういうようなご指摘だと思います。確かにきのうから企画の部門だとか、それからきょうは午前中は病院の関係だとか、そういうことで方針を定めていく、あるいは実施計画を定めていく、その中にはやはりスタッフの充実が大切なのかと。当然片手間といいますか、そういうようなことではできませんのでそれなりのスタッフの人員、あるいは体制そういうのが必要なのかというふうに思っています。とは思っているのですがなかなか各分野に今のスタッフ人員の中で全てが満足いく人員体制なかなか難しいというふうに現実的にはそういうふうに思っています。ちょっと今抱えているのはこういうような状況ですから高齢者介護といいますか、そこら辺についてのスタッフの増員といいますか、これはちょっと検討したいというふうには思っています。先ほど言ったとおりその中で全部が解決するわけではないので全課にまたがったそういうような体制を別にまた組んで、その事務局といいますか、先導役として高齢者介護でやってもらうというふうに思っております。このことについては人件費のことも、それから定員管理のこともちょっと引っかけますので今すぐこうします、ああしますとはいかないのですけれども、いずれにしてもそういうような意識の中ではやはりそういう体制があって、そういう計画づくりがスタートラインだと思っておりますので私どももそこら辺は各課の業務量を注視しながら人員配置をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 今第5期が終わりを告げ、第6期の介護保険事業の計画に進むということで3年間はこの第6期の計画にのっとって進んでいくということでございます。今白崎副町長も担当課長もお話したとおりなのですが、2025年の地域包括ケアシステムの構築に向けて、これはさまざまな分野がかかわりますので白老町内もそうですが内部もちゃんとそういうふうに密接して関係していかなければならないということでもありますので、行政内部の関係部署もきちんと連携をとりながら進んでいきたいというふうに思っておりますし、この6期が3年間終わって次の7期のときにはこの今の言った検討委員会がきちんとしたものを7期につなげていくということでは非常に大切な3年間になると思っておりますので、この辺また議員の皆様のお知恵を借りながら進めさせていただきたいというふうに思っております。また町民も自助、公助、共助の精神でいかなければならないと思っておりますし、先ほど答弁したとおり高齢化率がますます上がっていくことを考えますと、元気な高齢者の方がたくさんいる白老町をつくっていかなければ本当に元気がないとか不健康なまちになってしまいますので1人でも多く健康に留意してきちんと予防活動ができる体制づくりを進めていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2項目めにまいりたいと思います。少子対策と子供子育て支援事業計画について伺います。白老町も少子化の厳しい状況が解消されず特効薬はないのかと考え込んでしまいます。しかし白老町に必要な支援策、総合的なさらなる独自性の支援策を講じ、出生数の増加を図る考えと子供子育て支援法により子供会議を設置し、アンケート調査を実施し条例を制定、そして今回計画の素案ができましたけれども本当に大変だったと思います。子ども憲章もこのとき一緒に同時にやっていたような気がします。先ほどから言っていますようにスタッフが大変少ない中で大変ご苦労されたのではないかと。それで質問しなければいいのですが、それでも何点か質問したいと思います。

（1）白老町における5年間の出生数を伺います。もしこれできれば第1子と第2子の出生数がわかればありがたいと思います。

（2）白老町として若い人たちが住み、子供を産み育てようと思える支援体制について伺います。

（3）子ども・子育て支援事業計画について伺います。

①、保育士や幼稚園教諭の処遇改善と育成について伺います。

②、保育士の配置を3歳児20人を15人に対し1人として質の改善を図るとしていますが、白老町の状況について伺います。

③、保育料の軽減状況について伺います。

④、病児・病後児保育のニーズ対応で27年度より実施となっているが具体策を伺います。

⑤、地域型保育園事業についてはどのように検討されたのか伺います。

⑥、白老町の子育ての支援基本となる計画ができ、白老の保育事業運営計画は部門別となるとしています。今後の認定こども園、町営保育園の運営、統廃合も含めてお考えを伺います。

（4）放課後児童健全育成事業、（放課後児童クラブ）制度の改正の要件は整ったのか伺います。また放課後児童クラブと放課後子供教室、今はちょっと呼び方は違うと思いますが、一体化を図る考え方について伺います。

（5）白老町の子育てに大きな役割を果たしているファミリーサポートセンター（すくすく3・9）の今後の施設のあり方について伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 少子化対策と子供子育て支援事業計画についてのご質問であります。

1項目めの白老町における5年間の出生数についてであります。

白老町における5年間の出生数は平成21年度102人、22年度99人、23年度78人、24年度87人、25年度79人であります。

なお26年度は2月末時点で66人となっております。

2項目めの白老町として若い人たちが住み、子供を産み育てようと思える支援体制についてであります。

少子化対策は地方創生の地域版総合戦略の策定において、国が示す若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えるという基本目標があります。

本町といたしましては、これまでも子供子育て支援として子育て中の母親の不安解消や育児負担の軽減、発達に心配のある子供の相談や養育、育てやすい学習環境づくり、両働き等の留守家庭の保育対策、児童虐待の防止、要保護家庭への支援などを行ってまいりました。

今後さらに地域版総合戦略の策定において総合的な検討体制によって地域性が反映される子育て支援のあり方の議論を深め、意識啓発から問題解決に向けて行政の総合的支援体制の確立と地域住民による助け合いや、地域ボランティア等による子育て支援体制を構築することによって取り決めを進めてまいります。

3項目めの子供子育て支援事業計画についてであります。

1点目の保育士や幼稚園教諭の処遇改善と育成についてであります。町内においては保育士及び幼稚園教諭の平均勤続年数は他の職種と比較して短い傾向にあることから、教育保育の提供に携わる人材確保及び資質向上を図って質の高い教育、保育を安定的に提供していく必要があります。

そのため国が定めた公定価格に基づき民間施設、給与等を改善費に相当する額に勤続年数や経験年数に応じて3%上乗せ加算することで保育士等の処遇改善を行い、長く働くことができる職場をつくっていくものであります。

具体的には本町の保育士の公私の給料格差が経験年数が同じ場合、月額で5万から6万円程度であり、処遇改善することにより6,000から1万円程度が是正されることとなります。

また今後の保育ニーズに対応するためには保育士の確保がさらに必要となってきますが、現在は町独自の保育士育成事業は行っておりません。しかし潜在保育士の掘り起こしや要請施設と連携をするとともに道が実施する就業継続支援や再就職に係る研修等への参加促進を行い保育士確保と資質向上に努めてまいります。

2点目の保育士の配置と質の改善についてであります。3月1日現在の町内保育園の3歳児の入所者数は、はまなす保育園16名、海の子保育園6名、緑丘保育園12名、小鳩保育園18名で各園は1名の保育士を配置しております。本年度4月からは町立保育園は2園とも15名以下、緑丘保育園は18名、小鳩保育園は15名の入所者数が見込まれており、緑丘保育園においては保育士2名を配置し、公定価格による人件費分の加算により質の改善を図ることを予定しております。

3点目の保育料の軽減状況についてであります。幼稚園では平成26年度に幼稚園就学奨励費補助金の国基準が改正され3歳児クラスから小学校3年までの範囲内に子供が2人以上いる場合、第1子は全額負担、第2子は半額負担した上で所得制限を撤廃、第3子以降についても無料の上、所得制限が撤廃されました。また保育所と同様に生活保護世帯の保護者負担が無料になりました。

保育園では小学校就学前の範囲内に子供が2人以上いる場合は、第1子は全額負担、第2子は半

額負担、第3子以降は無料となりました。

4月からの新制度においては現行制度と同様に多子軽減措置を導入し実施することになります。

また教育標準時間認定を受けた子供の利用者負担額の国基準は、市町村民税非課税世帯、推定年収270万円以下で9,100円から3,000円に変更となります。

この差額は国が負担することになりますので市町村の超過負担分が解消され、全ての園児に等しく支援が行われるよう環境が整備されることとなります。

4点目の病児、病後児保育のニーズ対応で27年度より実施する具体策についてであります、町がNPO法人お助けネットに業務委託しているファミリーサポートセンター事業の平成27年度予算は273万1,000円となっております。子供が軽度の病気になったときの預かり事業は以前から実施しておりますが利用者負担が高額になることから利用実績は余りありませんでした。

このことから町が利用料の一部助成を実施して利用促進を図るとともにスタッフ1名を増員するために必要な人件費分を委託料に加算することで受け入れ体制を整備し、誰もが安心して子育てができる環境の整備を推進するものであります。

5点目の地域型保育事業についてであります、地域型保育事業はゼロから2歳の子供を小人数の単位で預かる事業で、都市部では認定こども園等を連携施設として待機児童の解消を図り、子供が減少している地域では認定こども園等と連携して地域の子育て支援機能を維持、確保することを目指しています。

昨年実施した子育てに関するアンケート結果によると本町においても今後もゼロから2歳で保育園を利用したい方が多数いることから、ニーズ量に対する供給量を確保することが町としての課題となっております。そのため現在のところは各園における定員を増員しニーズに対応する予定であります、今後のニーズや地域状況によっては地域型保育事業の実施を検討していく必要があると考えております。

6点目の今後の認定こども園、町立保育園の運営統廃合についてであります、(仮称)白老町保育事業運営計画素案は、白老町子ども・子育て支援事業計画素案の個別計画として今後の白老町が目指す保育内容を示すとともに、保育園の統合、再配置、民営化を含めた整備方針を示すものであります。

今後は、保護者の多様なニーズに対応しながら白老町の保育を効果的・効率的に実施するためには民間サービスの活用は不可欠であり、良質な保育を提供するために地域の実情を踏まえた保育園の再配置を進めていくことが必要です。

民営化するにあたっては設置場所、通園時間、地域振興、保育士数の推移等を考慮し、保護者や地域住民に十分な説明を行い理解を得た上で進めてまいります。

4項目めの放課後児童クラブの制度改正と放課後児童クラブと放課後子供教室の一体化についてであります。

児童福祉法が改正され、放課後児童クラブの対象児童が小学校3年生から6年生までに拡大され、

本町においても4月からは6年生までの受け入れを予定しております。

昨年実施した子育てに関するアンケートによると高学年になっても子供を児童クラブに預けたいと考えている保護者がいるため、新年度の利用者数はふえると見込まれます。

児童クラブの運営にあたっては各クラブごとに支援員を2名以上配置する。児童1人当たりの専用区画が1.65平方メートル以上必要などの各基準が定められておりますが、支援員を1名増員するための人件費を確保することのほかは現体制での対応が可能です。

また全ての児童を対象とする放課後子ども教室は安全、安心な居場所を確保し、さまざまな体験活動や地域住民との交流活動等を支援する事業であり、児童の健全育成に大きな役割を果たすものであります。

さらに放課後児童クラブとの一体化については場所やスタッフの確保、実施に係る予算の確保、地域住民の協力などが必要であるため現在は実施しておりませんが、平成28年度には小学校が統合されることから検討が必要と考えております。

5項目めのファミリーサポートセンター（すくすく3・9）の今後のあり方についてであります。

ファミリーサポートセンター（すくすく3・9）は、緑に囲まれた自然環境に恵まれた中に立地し、子供たちが伸び伸びと遊ぶことができ、心と体の豊かな発達を促すことができます。施設全体は老朽化しておりますが、経年劣化による修繕等で対応している状況であります。

建物が老朽化しているため病気の子供を預かる場合は温度、湿度管理が十分な部屋の確保が必要ですが、新年度から実施させる病後児保育については提供会員か依頼会員の居宅において実施することとなりますので、今後の利用状況を見ながら対応について考えてまいります。

○議長（山本浩平君） それではここで暫時、休憩といたします。

休 憩 午 後 2時06分

再 開 午 後 2時20分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。先ほどは失礼いたしました。2回目に聞こうと思っていたのですが、5年間の出生数の第1子の割合はどのぐらいになっているか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 5年間の出生数の第1子、第2子、第3子につきましては、特に第1子については本人の申し出がないと数字が出てきません。それで調査は不可能でございます。ただ今回3点目の保育料の軽減状況についての中で第1子、第2子、第3子ということで幼稚園、保育園の数字をうちのほうでわかっておりますので就学前の数字では70%が第1子、第2子が

26%、そして第3子以降が4%という割合になっています。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。今数字を伺いましたけれども第1子が割りと多かったというふうに思って聞いていました。道内の年間の出生数の減少が全国を上回るスピードで進んでいるということです。人口動態統計によると30年間で北海道は47%の減少になっていると。その中でも18市町村は80%を超えているというふうに言われています。道は出生数の全国並みに持っていきたい。確か今1.2何ぼで1.8までもっていきたいということで2015年に5年間の子供未来づくり北海道計画を策定する。また道は札幌に結婚サポートセンターをつくり、各地域の婚活にも参加をするというふうに今回取り決めておりますけれども、その辺の話を伺っていますでしょうか。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のいただいた部分は吉田議員ぐらいの程度で、ただ新聞等で伺っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） これは知事が危機感を感じてつくったものだというふうに私は伺っております。それで町長に伺いたいと思います。各市町村は対策を急いでいます。結婚、出産の意識調査、出生低下の要因の洗い出し、15年度中に有効策の打ち出しをする。そしてこれは未婚、晩婚、雇用、企業、男性の理解、育児休業、企業の関係全て含まれています。私今回この質問を出したときに介護保険と似ていると思ったのです。というのは子ども課だけだとか、そういったところで解決できるものではないというふうに私は思っています。前にもちょっとお話ししましたけれども、これはいろんな課にまたがるのです。それで私たちの党のほうで言っているのですが、包括支援センターというのが介護保険のほうにありますけれども、子育て包括支援センターを今後つくっていく必要があるのではないかと。そうでないと子供の少子化を食い止めることはできないのではないかとというふうに言われているのです。やはり町長は白老の首長でありますし、また医療費を無料化にしたりだとか、そういうふうなことも取り上げて考えています。上士幌町は9億円のふるさと納税があったということであわわと思って見ていたのですが、ただその中で1億2,000万円を使って中学生までの医療費無料化を高校生まで引き延ばしたと。でもそれがどんな効果があったかというのがまだ出ていません。ことしからやるわけですから。そういったふうに今どこの首長もどこの自治体も全部急いでこの少子化対策、何かをしなければいけない、何かをやろうというふうに取り組んでいます。町長のお考えを伺います。

○議長（山本浩平君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） ただいまのご質問でございますけれども、現在企画のほうで新年度に向けて地域版の総合戦略の作成に取りかかっております。その中でこの少子化対

策というのも一つの大きな課題でございまして、今吉田議員がおっしゃったように出生要因とかそういうところまで今調べておりませんが、年齢別の動態ですとか、それとかどこに転出、転入しているのかですとか、そういうデータは取りそろえておりますが今後国のほうで出されてくるビッグデータについてそういう詳細な分析が可能になってくると思われまして。ここの町長のほうでお答えいたしましたように、これまでも白老町ではさまざまな対策を打ってきておりますが、今お話になりましたように総合的な対策、総合的な政策として今後取り組んでいくということにおいてはセンター形式みたいな、そういうような総合的な対応も必要だというふうには考えております。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） きのうちちょっとお答えしたのですが、先ほどの上士幌の例え話なのですけれども、高校生までの医療費無料とか、例えば第2子、第3子が産まれた場合に助成金を出すとか、いろんな子育てとか少子化問題の対策は各市町村いろんなことをやっているのですが、これはあくまでも各市町村の競争の中で奪い合いなのです。本当の日本国としての少子化問題は国と連動していかなければならないと考えております。だからこれは人口ビジョンを出して、今言ったようにデータを出してきちんとしたデータのもと総合戦略を立てていくということなのですが、白老町に置きかえると今はいろんな事業は行っているのですが、その事業が財政健全化のプランの中で行わなければならないということをお考えますと何を優先して予算をつけていくかということもちょっと課題もありますので、今白老町の独自のいろんな子育て、少子化問題の対策もやっていますが、ここにまた予算がかからない知恵もこれからも出していかなければならないので、行く先子供の包括支援センターのお話もありましたとおり、町民ぐるみでそういう機会を設けていかなければならないというふうには考えています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 保育所、幼稚園教諭の処遇改善は詳しく答弁をいただきましたので了解いたしました。それから保育料の軽減状況についてなのですが、詳細は私も2問目で言おうと思っていたのですが全部答えていただきました。ただ対象人数はどれぐらいいらっしゃるのかというのは、これは確か8月の申告終わった時期に切りかえになるというふうには伺っているのですが、どれぐらいの人数になるのか、まだわからないですか、どうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 現状では今これから住民税の部分が出てこないと思っておりますけれども、軽減策としては今回の所得制限、所得税から住民税に変わったことによって非常に激増している世帯が9から10ぐらいの世帯があるのです。その部分について申請した段階で軽減策について考えていきたいと、このように考えています。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

[2番 吉田和子君登壇]

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。次に病児、病後児保育について伺いたいと思います。地域型保育園については適正配置のところでは伺いたいと思っています。病児、病後児保育はファミリーサポートセンターに委託をするということなのですが、当初この病児、病後児保育というのは保育所で実施するというのが建前というか、決まりみたいなものになっていたのですが、ファミリーサポートセンターに託すということは保育所に通わせている子供が病児、病後になったときに、そちらのほうにお預けするということは保育料とは別料金、きっと上乘せというか、何ぼかお金は払わないといけないと思うのですが、その辺の料金の設定というのはどういうふうになるのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） それでは吉田議員のほうからお話がありました保育園に通ってきたときには別料金、保育園に通ってきたときの数字と、これは道内の数字です。それからあとファミリーサポートセンターになった場合、現状のファミリーサポートセンターでの利用料の関係でございまして、一応お話しすると利用者負担額は1日当たり課税世帯では2,000円から大体3,000円ぐらいというのが多くのところではあります。そして非課税の場合は1,000円から1,500円、そして生活保護の場合は無料というのが大体です。給食費は別途係るというのが大体保育園なり、そういった病後児保育をやっているところ。そして白老町においてファミリーサポートでの病後児預かりの現在の料金は1日4時間預けた場合には2,800円で半額今回利用を助成しますので1,400円の自己負担、8時間預けた場合には5,600円で半額利用を助成すると自己負担は2,800円ぐらいになります。ただしちょっと利用料金についてはこれからアップの可能性も今あるものですから、今その部分は検討中です。そういう状況です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 私はファミリーサポートで預かるとかということを反対しているわけではないのです。というのはお母様方というのは働いているのです。仕事を休めないから子供を病後でも預けるのです。ただ私が考えるのはやはりお母さんとしては安心ができるところが1番大事だと思うのです。いつも預けている保育所だと安心できるのです。ファミリーサポートの人がだめだということではないです。顔見知りではない人がいるということなのです。その顔見知りではない方が我が家へ来て家の中に入り込んで子供を見てもらうということに大変私は抵抗があるというふうに考えます。保育所に行って保育所の別の部屋で子供を見てもらうという体制が病児、病後児保育の基本的なものでした。ところが今回は自宅へ来ていただいて、誰が来るかわからないわけです。そちらから派遣になるわけですから。その人が我が家に入ってきて仕事をしている方は片付けだとか何とかなかなか大変です。そういった中に他人が入ってきて見てもらうということに抵抗あるとは思いませんか。本当にこの形しか取れなかったのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありました、基本的に病後児保育自体、保育園で行うほうが要するに家庭の不安というのですか、そういう負担という部分でいいのではないかというお話なのですけれども、一応今回ファミリーサポートセンターというのは確かにファミリーサポートセンターその預かる場所、その預かる子供さんのお家に行くこともありますし、あとその預かる方のお家で対応すると、この両面があると思います。あとその他ファミリーサポートセンターの中ですけれども、ちょっとその中では今の施設の状況では難しいということなので、この二つです。それでまたほかのどうしてこういうファミリーサポートの形になったのかということですが、一応道内の多くの病後児のどういう形でやっているかといいますと病院が 10、そしてサービスセンターが 9、保育園が 7 ということで、どちらかというと病院が多いということですが、あと政策的に見ますと経費的な部分、そして施設、そして専用スペース、また人的配置においては看護師さんが必要だとか、そういった実際の保育園でやるとなるとそういう基準が全部クリアしていかないとならないというようなことですが、金額的には 300 万円とか、その試算もさせていただいたのですけれども、そういったことで今回 1 番今やられているファミリーサポートセンターを使って進めていくのが今まで懸案でございました議会の皆さんのほうからもご要請ありました部分ですので、今回この部分で一つ実践していこうということで 1 番その実現しやすいといえますか、実現性が高いファミリーサポートのほうにお願いしてこういう制度自体を組んでおります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 2 番、吉田です。これですとやっていると終わらなくなってしまうのですけれども、もちろん病気で病院で預かるのは大事な 1 番の目的なのですけれども病院は預かれないというふうにならなりましたので保育所ということになると思うのですが、ファミリーサポートは白老町の外れにあります。白老町は 28 キロの横長のまちです。仕事をしている方は全部の地にいます。今後このファミリーサポートでいいのかどうかは派遣されていけば遠くてもいいのかもしれないけれども時間帯の関係だとか、そういったことも含めて細かいところまできちんと手を打ってあげる。本当に安心して預けられるかどうかということが大事だと思います。そういう点をきちんとやっていただきたいというふうに思います。

次にいきたいと思います。保育所の運営計画、これは子育て支援、それから子ども・子育て支援計画ができないうちはちょっと横によけておいてそれができ上がったならやりますということだったのですが、この間の説明では 27 年には民営の保育園ですけれども認定こども園になると、28 年には幼稚園が認定こども園になると。私はこの適正配置の中に民営であろうと、町営であろうと計画の中で私はきちんと持って、それを実施していくのだというふうに捉えていたのですけれども、今回はもう先にそういったことがどんどん進んでいって、さっき答弁にもありましたけれども今後民営化にしていく可能性もあるとか、そういうような話が出てきているのですけれども、この計画い

つまでつくられる予定なのか伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） まず2本の計画がございます。まず子ども・子育て支援事業計画については今年度中につくっていきます。あと先ほどご説明しましたように、この基本計画に基づきました個別の事業計画については、この子ども・子育て支援事業計画が決まり次第、今度は当然保育園の民営化再配置という部分がございますので、当然地域の説明とか、いろいろ地域の皆さん、また議会の皆さん、それぞれご意見をいただきながら、またそういった部分でそういったものを踏まえて進めていくと。今回素案ということなので当然その中でたたいていくということになると思いますので、今後そういった部分を踏まえて計画をつくっていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 今年度の確認なのですが、27年度という意味ですか。今年度26年度内ということですか。確認です。

坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話いただきました、要するに子ども・子育て支援事業計画については何とか26年度中に進めていきたいと思いますが、保育事業運営計画についてはこれから当然議論を進めていく部分がございますので27年にちょっと入ってくる可能性がございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 子ども・子育て支援計画は今素案ですから、これが成案になるのはまだちょっと時間かかる。今年度中にやるのではないかというふうに思っています。ただ私ちょっと以前から認定こども園の必要性はずっと議会としても訴えておりました。ただ説明があったときに27年からもうこども園やるのです、28年から幼稚園もやりますと決まってから聞いているのです。決まる前に聞いてもどうなのかわからないのですけれども、これはやはり議会とかに前段としてこういうふうな形で計画はできていませんけれども民間ではあっても町がかかわっているわけです。民間独自で募集から全部やっているわけではないです。だからその辺で私はなぜこんなふうに決まってしまったのかと。計画はこれからですと言って、なぜこの認定だけちゃんと決まってしまったかというふうに思うのですがその辺どうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 坂東こども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） この子ども・子育て支援事業計画の中で保育園のサービスのそれぞれの量の見込み、そして確保の方策の中でそれぞれ内容的な部分はお示しさせていただいているのですが、その辺の説明が足りなかったことは申し訳ございません。ただこの中で一応それぞれの確保方策について載せております。その部分がちょっと一応認定こども園とか幼稚園とか、そういった部分でどのような方策を取るのだという計画的な部分でそれぞれ何年にどのようなものをつくるのだというようなことで27年から31年までの部分でそれぞれ確保の方策の中で述べてお

ります。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） やはり何かちょっと違うような気がするのです。幼稚園の今後のあり方、保育所のあり方、民間を含めてこの運営計画でやっていくという答弁だったのです、前に。どうなったのだろうと前に21年ぐらいで終わってしまっているのです。どうなったのだろうと聞いたら子ども・子育て支援計画ができてからでないとできないという。ただ子ども・子育ての中にはそれが必要だということはもちろん書かれています。必要なのですから。ただその日程的なこと、こども園になりますといったことがその子ども・子育て支援計画の中で出てくること自体が私は違うのではないかと思うのです。だってそうでなかったらこの運営計画はいらないのではないですか。子ども・子育て支援計画の中で進めていけばいいのではないですか。何か別計画で別計画だからこうやってやっていくと言いながら子ども・子育て支援計画にありますと言われたら、ではつくらなくてもいいのではないというふうな私たちの立場ではそういうになると思うのですが。今まで議論していないのならいいのです。認定こども園に関しても、それから保育所の民営化に関しても、それからどんどん人数が少なくなっている保育所の問題に対してこのままではいけないだろうと、小学校の適正配置が終わってから、中学校の終わってからとだんだん後になっているのを私たちは了解していました。ところが子ども・子育て支援計画ができた途端にこども園になりますと言われたときにでは保育園の計画はいらないのではないかと思ったのは正直なところなのですが、どうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今吉田議員のお話のありました今のこの子ども・子育て支援事業計画の素案については議員さん方ともご相談しながら、その中で総務文教常任委員会協議会の中でもこの子ども・子育て支援事業計画についてはお話をさせていただいて、その中で確保の方策の中で平成27年私立保育園1園を認定こども園に移行し、また平成28年に幼稚園を認定こども園に移行し、提供数を確保しますということでございます。そういうように言っております。また今回の事業運営計画の大きなものは再配置と民営化ということでございます。今回事業運営計画というのは基本的に保育計画と、それから保育事業再配置の計画と適正配置、再配置と民営化の計画を合わせたものです。ですのでまずは基本計画といいますか、その部分のこの保育園の子ども・子育て支援事業計画で基本的な部分は表しまして、この中でそれぞれ確保の方策をここで示しまして、それでは具体的にはそうしたらどういう形で地域の中に配置していくのだということ、その部分が保育運営事業計画ということになると思います。実際その説明自体どうも私どものほうは説明しきっているとは思っていたのですが、その部分のちゃんとしたその部分のご理解いただけなかったという部分では十分これから説明するときに反省していきたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今回の私立における認定こども園の件なのですけれども、実際には支援事業計画をつくる段階で、各その保育のあり方についてはその事業計画の中でそれぞれ盛り込みながら議員の皆様方にも総務文教常任委員会等でご説明はしてきたかと思えます。その中で実際に私たち自身も正直なところ民間がそういうふうに移行をしていくというところあたりはかなり以前にわかっていたかという、正直なところわかっていなかったのです。そのつくり込みがなされてきている中で民間のほうからそういう移行として変えていきたいというふうなことが出てきて、今回こういうふうな形での町全体の運営計画がまだしっかりと固まっていないうちに民間が先行してしまっていて、こういう状況が出たということは非常に私どももちょっとハテナというふうな部分は正直なところはあるのですけれども、やはり民間としての経営状況もあるので、そこのところを町としてのサイドだけでストップしてもらうだとかというふうなことはなかなか難しい部分があったので、今こういうふうな自体になっていることだけをご承知おき願いたいと思えます。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 2 時 4 5 分

再 開 午 後 2 時 4 7 分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子議員登壇〕

○2 番（吉田和子君） 吉田です。東北が1日も早く復興できることを願って質問を続けたいと思えます。わかりました。私は認定こども園は早くつくるべきだというふうに思っていましたので賛成なのです。もう本当にできてよかったという気持ちがあったのですが、なかなかできるまでの経過がちょっと納得できなかつたものですから質問させていただきました。児童クラブについて伺います。前に私 20 年にこの児童クラブの放課後時間の過ごし方の中で今学力の向上、そういったことが叫ばれている中でこの時間をうまく有効的に使えないかという考えで 20 年に何とか一体化できないかという話、連携できないかという質問をさせていただきました。検討いたしますという返事をいただいたのですが、今貧困格差による学力の差、それから統廃合によるスクールバス、国で今になってから小中学校の統廃合の手引きを配布すると言っていますね。その中で統廃合の手引きのスクールバスの中にスクールバスで通う時間をもったいないと。だからその中で音声で勉強をしようとか、そういう工夫をしましょうというのが載っているのです。それを見たときに私はここまでやるのだったら放課後児童クラブの中で子供たちが教室にいたりする時間、雨のときは特に外に出たりできませんので、そういった時間、ボランティアとかいろいろ大変な面もあると思えますけれども、そういった方向で学力が少しでも向上することにつながるのであれば、そういった方法を考えるべきではないかと思いましたので、もう一度確認をしたいと思えます。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今本町で行われている放課後児童クラブのあり方については吉田議員もご存じのとおり、この児童クラブは共働きの子供たちの放課後の生活の場というふうなことで子供教室とはまた違った意味での扱いで行われているわけなのです。そんなことで本町においては子供たちがクラブに集まってきてから、私も実際に周って歩いたら必ず1時間程度は学習の時間を持たせてはいるのです。自学自習の形で要するに宿題をやる子供だとか、それから本を読んだり漢字の練習をしたりする時間を設けております。これは学校のほうでもある程度意識をしていただいて、学年10分は家庭学習をしましょうということで、それに合わせてそれぞれの学年に合わせて課題もまた持たせているのです。そういうことで児童クラブにおいてもそういう学習時間の確保はしております。ただちょっともう少し学力補償をしていくための誰かがしっかりと教えるというところはなかなか今の指導員の人たちにとっては厳しい部分があるので、ここの部分を今後、今度小学校統合になりますので社台の子供たちもバスに乗るまでの時間がありますから、だからそういう時間も含めて何か遊びにしても、それから学習しても、完全なる今子供教室には一体化するというのは先ほど言ったような理由からなかなか難しい面がありますけれども十分こう考えながら放課後の扱いについては進めていきたいというふうに思っています。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 古俣教育長おっしゃったとおりだと思うのです。やはりその短い時間だけでも課題があると子供は勉強ができるというのがあると思うのです。私の知っている子供なのですが勉強していくと先生が一言今度こんなことをやっごらんといってノートに書いてくれたことが励みになって6年間続けたという子供がいるのです。私はそれはすごく重要だと思うのです。だから先生が必ずしもついていなければならないとかではなくて、何かそういう提供される、ボランティアがちょっとした言葉をかける、そういったことで子供の意欲というのですか、そういったものをわかせるような形式というか、そういう仕組みをつくっていただきたいというふうに思います。最後にしたいと思います。ファミリーサポートセンター、これは町長になりますか、子供の子育ての関係はほとんどやっているんな形で努力をされています。乳幼児の訪問をしたりとか、それから預かりをしたりとか、いろんなまして今後病児、病後児保育もやっていくということで先ほど答弁にありました。本当に周りの自然は素晴らしいです。本当に私も何回も行ってきますけれども本当に素晴らしい子供たちを自由に遊ばせる、すごくいい場所だと思います。ただ建物がなあいつも思って帰ってくるのです。先ほど言っていましたように病児、病後児保育で預けたいといっても部屋がないのです。流行病とかの後ですからなかなか子供と一緒ににはできないのです。別部屋にしなければならないのです。それと老朽化と狭隘、いつ行っても冬は寒いのです。本当に子供たちがそれでも集まってくる。お母さん方も一生懸命にそれに対応しようとしているということを考えて、またどこかの別の場所に何か建物があるのか、それともこのままある程度大幅に修繕をして、本当に子育てに応援をしてもらい、組織として頑張ってもらうか、その辺何かお考えになっ

たことがあれば伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） このすくすく3・9の老朽化は私も見に行って重々把握をしている中でお母さん方が一生懸命活動しているというのは重々認識しているところであります。まず今現在では修繕を重ねていくしかないかと思っているのですが、これは行政の公共施設等々もいろんな候補を探しているのも事実でありますし、それと合わせて民間の施設がどのような形かわからないのですが協力してくれる方がいらっしゃればそちらのほうも協力していただきたいというふうに思いますので、これは常に発信をし続けて、年度がわりとかそういうのでなくてタイミングよくそういう条件が合えばそちらのほうに、環境のいいところに移行したいということは常々考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） すいません古俣教育長同じ考えでよろしいでしょうか。ではよろしくお願います。それと子供子育てセンターもつくっていききたいという考えですので、本当にこれは早急に対応しなければならぬ少子化対策だと思っておりますので全力を挙げて取り扱っていただきたいというふうに願って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、2番、吉田和子議員の一般質問を終了いたします。
引き続き、一般質問を続行いたします。

◇ 山 田 和 子 君

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員登壇願います。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、会派かがやき、山田和子でございます。

通告に従いまして、白老町の教育について、3項目6点質問いたします。

教育委員会制度は戦後間もない昭和23年に政治的中立性の確保、方針の継続性・安定性の確保、地域の人たちの参加で住民の意向を反映するという三つの大原則が掲げられ、首長の考えで教育内容が偏ったり、ころころ変わったりすることがなく独立して教育行政運営ができるように設けられました。しかし、2011年大津市で起きた中学生のいじめ自殺問題を機に昨年地方教育行政法が改正されました。教育行政の責任の明確化、総合教育会議の設置、大綱の策定、国の地方公共団体への関与の見直し、この三つの柱から成る法の内容はここでは詳しく申し上げますが、首長が公式に教育行政に関与する制度となりました。新たに設置される総合教育会議の最も大きな役割は、各自治体が行う教育行政の大綱づくりであります。どんな事項を決め、具体的にどこまで踏み込むべきか文部科学省から示されてはおりませんが、白老町の特色ある教育のあり方が盛り込まれると期待しています。

そこで1項目めは町長にお尋ねいたしますが、総合教育会議で協議し首長が策定する大綱とはど

のようなものか。

①、策定期と主な内容について伺います。

②、白老町の特色、地域塾、教師塾を含めてどう盛り込むか、伺います。

2項目め、町政施行 60 周年の節目に子供と大人がそれぞれの役割と責任を持ち、行動することを誓い、昨年白老子ども憲章が制定されました。子ども憲章の具現化をどのように進めるのか、教育長にお尋ねします。

①、子ども憲章推進委員の具体的な活動内容についてお尋ねします。

②、子ども議会について、開催の目的と開催内容、出された提言の取り扱いについてお尋ねします。

3項目め、ハイテクな生活をしていると脳が楽をして考える力が衰え、空回り脳になると言われています。空回り脳とは何をしに移動をしたのか3歩歩くと忘れてしまうような年齢を重ねるとよくある脳の命令系統がまさに空回りしている状態をいうようです。小さいころからハイテクな生活、例えば調べものはパソコンです。ビデオやテレビを見て旅に行ったような気になるなど、面倒なことが少ない生活、実体験が少ないまま成長することは非常に危険だと警鐘が鳴らされています。そこでメディアと上手にかかわるための情報モラル教育について、2点教育長にお尋ねします。

①、具体的な進め方について。

②、学校ネットパトロールの実態について。以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 教育の推進についての質問であります。

1項目め、教育大綱についての1点目、「策定期・主な内容」についてであります。

教育に関する「大綱」は教育施策の推進において、福祉や地域振興など一般行政との密接な連携が必要であることから、今回の改正において民意を代表する地方公共団体の長に策定を義務づけ、これらの施策の総合的な推進を図ろうとするものであります。

策定期につきましては特段の定めがありませんが、大綱の策定は新たに設置される総合教育会議で協議することとなっていることから、新年度の早い時期に総合教育会議を設け、策定方法や時期について協議していく考えであります。

また大綱の内容につきましては国の第2期教育振興基本計画の基本的な方針を参考とし、子ども・子育て支援の推進や生涯学習の充実、文化・体育振興など、第5次白老町総合計画や教育行政執行方針を踏まえ、教育委員会と協議しながら策定していく考えであります。

次に2点目の「白老町の特色をどう盛り込むか」についてであります。

本町ではこれまで子ども・子育て支援、学校教育、社会教育において、家庭・地域・学校・行政による地域ぐるみで子どもを育む教育の実現を目指し、ふれあい地域塾等の事業に取り組むとともに、アイヌ文化を学ぶふるさと学習や自然体験学習、教師塾など、地域の個性や特色を生かした

取り組みを進めてまいりました。

今後策定する大綱につきましてはこれまでの教育政策を踏まえ、それらをさらに推進し、充実するための方向性を盛り込んでいきたいと考えております。2項目め以降については教育長より答弁いたします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

〔教育長 古俣博之君登壇〕

○教育長（古俣博之君） 次に2項目めの子ども憲章の具現化についてであります。

1点目の「子ども憲章推進委員の具体的な活動内容」についてであります。各小中学校に2名程度の委嘱された委員が子ども議会を含めて、いじめ撲滅運動やあいさつ運動など校内外活動を通して子ども憲章に掲げられている「信頼」「優しさ」「夢や希望」「元気」等の具現化に向けての取り組みを考えております。

次に2点目の「子ども議会の開催目的・内容や出された提言の取り扱い」についてであります。本議会の目的・内容としては子どもの視点、発想等で人に優しいまちづくりのあり方を考え、発表することを通して子どもたち自らが未来を切り拓いていく「生きる力」を醸成することです。

また子ども議会で出された提言については今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

次に3項目め、情報モラル教育についての1点目、「具体的な進め方」についてであります。

小学校では日常的な学級指導はもとより、総合的な学習の時間や特別活動の時間を通して、また中学校では技術科など教科の中で目的に応じた情報の収集・選択・活用を育成するとともに、外部講師による「ネットトラブル防止講演会」や「ケイタイトラブル防止講演会」を開催するなど保護者への啓発を含め、子どもたちをネットトラブルから守る指導を進めております。また教員の情報モラル教育への指導力向上を図るため、「ネットトラブル事例研修会」等を実施しております。

今後はこれらを継続的な取り組みとして実施するとともに、道教委の「どさんこアウトメディアプロジェクト」と連動し、家庭や地域の理解と協力のもと実態把握を行いながら具体的なルールづくり等を進めていきたいと考えております。

次に2点目の「学校ネットパトロールの実態」についてであります。

各学校では未然防止や早期発見・早期対応の観点から実施計画を作成し、年間を通じてネットパトロールを行っており、平成25年10月から26年9月末までに小・中学校全体で延べ330人の教員により383回のネットパトロールが行われております。

またこれに加えて、北海道教育委員会から提供される子どもが頻繁に利用していると推測されるサイトの情報に基づく特定ネットパトロールも同時期61回実施されており、子どもの不適切な利用によりいじめや犯罪等のトラブルに発展しないよう見守り活動を行っております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。大綱が第5次総合計画を踏まえて策定していく考えなのは理解できました。白老町には白老町社会教育中期計画ですとか、まだ素案ではありますが子ども・子育て支援事業計画がありますが、これらの計画と大綱の関連性はどのようになるのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の大綱につきましては町長部局のほうで策定するということになっておりますので私のほうからお答えいたします。大綱の内容なのですが、まず大綱には盛り込む内容としましては地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるというふうに言われております。詳細な施策については策定を求めているものではないと、またそういうことも言われております。今回策定するにあたりましてはもちろん十分教育委員会と協議しながら進めますが、先ほど町長のほうからご答弁申し上げました第5次総合計画のほか、今山田議員から言われました白老町社会教育中期計画、あるいは子ども・子育て支援事業計画、これらも含めてその方針をやはり大綱を作成するにあたって、その辺は整合性を取りながら盛り込んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 大綱につきましては大体目標ということで大まかな感じだということが理解できました。白老町の特色ある取り組みとして、地域と一緒に進めている事業であるふれあい地域塾、また中学生に対するステップアップ地域塾、そして教職員の資質向上を目的とした教師塾、これらは白老町の教育推進に欠かせない特色ある事業だと考えていますが、これらの成果について、子供たちのアンケート、教師のアンケートがございましたらその結果も合わせて成果をお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 特色のあります事業の成果ということで私のほうからお答えします。まずふれあい地域塾につきましては、平成24年から実施している事業でございますけれども、夏、冬それぞれの参加児童数の実数で申し上げますと24年度で289名、25年度が338名、本年度が394名ということで年々増加しているという状況でございます。アンケート結果についても多少夏、冬でちょっと違いはあるのですが90%以上のお子様たちが小学生ですけれども楽しかったということで好評を得ております。ふれあい地域塾の場合はボランティアの方に多く参加していただいているのですが、こちらのボランティアのほうも夏は20名から30名程度ということで、冬は50名以上のボランティアの方に手伝ってもらっています。ボランティアの反省会の中とかでもいろいろ拡大したい、策定期間とか、策定内容について常に毎回終わった後に反省会を開きながら、次年度によりよい形で進められるようにということで実施しております。それと中学生のほうのステップアップ地域塾、こちらについてはどちらかというと夏休み、冬休みの期間中

に補充授業的な形で両中学校のそういう補充授業にタイアップするという形で実施しております。この中にボランティアの方々、退職校長だとか、元教員の方々にお手伝いいただいて学習指導をいただいているということで学力の定着ということを位置づけるということの取り組みとしてやっております。これも今後も継続して実施していかなければならないというふうに考えております。それと教師塾なのですけれども、教師塾については何度も出ていますけれども子供たちにとって最大の教育環境は先生であるということが考えのもとですので先生たちの総合的な人間性を高めるという目的で25年度から開催しております。25年度は5回開催しております延べ336名、26年度は1回に複数の講師を招いているということで3回という開催で延べ242人の先生方が受講されております。受講した先生たちの感想につきましては、幅広い視点を持ちながら教師自身も絶えず成長していかなくてはならないですとか、あと教師は社会の変化に受け身であってはならないというような、ご意見いただいております、子供たちのよりよい環境をつくっていくために先生たちにもしっかり学んでもらうということで、これも引き続き実施していかなければならない事業として捉えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。きのうの答弁の中にも就学援助の家庭が25%、ひとり親家庭が25.3%ですとか、あと加えて今まで年間所得が300万円以下の世帯が90%を超えるという本町の状況を鑑みますと民間の塾へ通えない子供たちの学習支援の意味からも地域塾は大切な事業であると考えております。特にステップアップ地域塾は中学生が対象でありますから、小学生のときにつまづいた学習内容のやり直し、振り返り授業が行えるなど子供たちの分かった、できたの実感を生み出すものと考えております。ステップアップ地域塾は特に学習支援の強化をしていくべきと考えておりますが、今後の展開についてお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） ただいま高尾教育課長のほうからありましたように、この中学生のステップアップ地域塾につきましては夏冬休みの補充授業というふうな形の中で教員が主体的に子供たちにかかわりながら教えていく中で退職教員の皆さんだとか、それから教員退職した方だとか、それから学校支援地域本部のボランティアの方だとか、あえてまた例えば数学だったら計算問題だけに集中した講座を何日間か、3日間持ってくれたり、そういう形で今進めております。これは一つは学力向上にとっては非常に具体的なそのかわりがある事業といえますか、今やっていることなので今後もしっかりとした体制をとりながら、ということは、ただ単にボランティアだけに頼らず学校の教員を十分活用を図るといいますか、そういうことも含めて地域のボランティアさん方とチームを組みながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田和子です。ふれあい地域塾のほうは20名から30名、あるいは冬には50名からのボランティアの方が来てくださっていて、きのうの答弁にもありましたが高齢者の社会参加ですとか、生きがいつくり、生涯学習の一環といったことにつながっているのではないかというふうに私も感じております。ただステップアップ地域塾の場合には、学習指導となると少し地域ボランティアの方にも厳しい面があるのではないかと私も思っております。ということは学校側の要望、例えば英語の教科を少し担当してもらいたいとか、そういうニーズに合った地域のボランティアの方は不足ぎみではないのかという声も聞いております。今後もステップアップ地域塾を継続して実施して学力の底上げをしていくためにはボランティアの確保をしていかなければいけないと思いますし、町内にはまだまだ素晴らしい人材が多くいらっしゃると思いますが、今教員のボランティアということも古俣教育長の口から出ましたけれども、加えてボランティアの発掘方法についてお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） このボランティアは、特に中学生向けのボランティアというのは今山田議員からちょっとお話がありましたように非常に学力、数学なんかも正直言って難しいのでなかなか一般の方がそこに入って指導なさるとするのは難しいことなのです。それで今北海道教育委員会などが大学生等の派遣等ができるようなシステムも持っているのですけれども、なかなか大学生がこの時期に、特に休みの時期にちょうど試験期間に入って学生ボランティアを確保することがなかなか難しいのです。私も室工大だとかのほうにもお話に行って、学生ボランティアさんをお願いしたいというふうなことをお話もしたのですけれども、ちょうどそういうふうな時期で張り紙だけはさせてもらってはきたのですけれども、なかなかそういうふうにはならない。あと今本町から道内の大学だとか、大学に行っている子供さんたちを発掘しながら直接声かけをしながら帰省のときにそういう時期的にあえばそういうお手伝いをしてもらおうかというふうに思っています。それとわずかなのですけれども高校生、白老東高校と、それから栄高校にも声をかけてできる部分にお手伝いをしてくださいということで、そのところは今高校生のボランティアは主に通学合宿、そのところの学習支援だとか、子供との触れ合いの部分にはお手伝いをしてもらっております。あと将来的に役場の職員のほうにも英会話のふれあい地域塾のときにやってくれる人を頼んだりしながら、役場の中にももっと仕事にできるかどうかはまだ町長に許しは受けていませんけれども、そういうふうな形で子育て支援をしていくことも大事かというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ここで暫時、休憩をいたします。

休 憩 午 後 3時19分

再 開 午 後 3時30分

○議長（山本浩平君） それでは休憩を閉じまして、一般質問を続行いたしたいと思います。

11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。教育長自ら人材確保に駆け回っていただいていることに敬意を表したいと思います。ステップアップ地域塾は本当に民間の塾へ通えない子供たちへの学習支援という大きな意義がありますので今後も推進していただきたいと思います。また協力できる方は行政の職員の方からでも、議員の中にも優秀な人材が多くおりますので、ぜひ皆様ボランティアとして子供たちを支援していただきたいと思います。教師塾につきましてはずっと白老町にいるわけではない、異動をしてしまう教員に対し財政が厳しいのに100万円もの町費で人間形成の研修を行うことに賛否両論があると思います。しかし私は校長会、教頭会のご理解のもと遂行されているこの事業は白老町の教育に対する姿勢の表れと高く評価しております。成果も教員の意欲が高まっているということです。ですから児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード共同実践、これも素晴らしい取り組みであると思いますが、このスタンダードを実践していく要もまた教員であります。この教員の変化が学校変え、子供たちを変え、まちを変えていく希望もあります。子育て支援の一環として教育の充実は重要だと捉えておりますが、同時に住宅の問題、福祉の問題などをクリアしていかなければ若い世代が白老町に住んで子育てをしたいという気持ちになれないと考えています。1項目めの最後の質問に町長にお尋ねしますが、こういった総合的な子育て支援を含めて、子育て世代の定住支援についてどのようなビジョンをお持ちなのか、町長の見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 子育て支援と定住のご質問だと思います。まず子育て支援は1項目にも答弁したとおり、白老町の特色を生かしたま教育をすることと、ちょっと何回かお話しはさせていただいたのですが、子育て支援の事業はさまざまな事業は取り組んでいるところでございます。私になってからも子育て世帯の移住者特定促進支援事業というのもやっておりますし、今はちょっと何回かお答えしているのですが財政が大変の中でできるだけ予算をかけない子育て支援事業を考えているところであります。あと定住のビジョンなのですが、総合計画の中にも重点プロジェクトというふうに位置づけておりますし、その中でさまざまな事業を展開しているのは事実でございます。繰り返しになりますが、その中でも白老の特色のある教育と定住を目指していきたいと思っておりますので、定住ビジョンに関しましてはこれから策定する総合戦略の中で明確にしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。2項目めの再質問です。現在は20歳以上の選挙権年齢を18歳以上に引き下げる公職選挙法改正案が今国会で成立しそうです。これを期に社会参加や選挙の意義といった私権者教育を小学生から段階的に行うことなどを検討する動きも出ています。超高齢化、人口減少社会の日本で大人とは何か、大人になる責任、社会人としての責任、18歳までに成人として社会に出ても大丈夫な人間を育て、若者が政治に参加する風土を育てる意味は大き

と思います。そうした政治に関心を持つきっかけとして子ども議会の取り組みも意義あるものと感じます。また昨年子ども、夢、予算づくりという取り組みをされたと聞いておりますが、子供たちから出された予算要求はどのようなものがあったのでしょうか。また要求が実現したものはどのようなものがあるのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 山田議員のほうからお話がありました子供予算のどのようなものが子供たちからあったということなのですが、どのような形でこの子供予算つくられてきたかといいますと、子供たちがアンケートを実施しまして、その中で出されたものを学校で集約しまして出されてきたものです。これは平成 27 年度の学校配当予算の中で整理したものでございます。どのようなものがあったかといいますと例えばシーソーでありますとか、それとかあとトイレの整備とか、あとバスケットボールのボールでありますとか、フットサル用のボールだとか、あと扇風機とか、またタブレット、電子辞書、いろいろそれぞれ子供たちが自分たち自ら活発な学校生活をつくり出すためにどんなことをしていったらいいのかというようなことで、自分たちの要求をアンケート調査もしながらまとめていったということでございます。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 11 番、山田です。子供たちの要求する予算に対して実現可能なものは当年度中に実現してあげべきと考えております。例えばトイレの改修工事などは当然財源確保がかなり必要なのでなかなか難しいとは思いますが、扇風機数台程度のものであれば夢を叶えてあげてもよいのではないかと思います。みんなで議論した夢が実現する体験は将来政治に参加する上で貴重なものになると思います。逆にお金がないから実現しなかったという体験は将来政治に期待を持たない原因をつくることにもなりかねないのではないかと危惧しますが、このあたりの見解はいかがでしょう。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 今お話のありました、子供の予算の中で実現可能なもの、当初予算化されなくても 27 年度でというお話でしたけれども、実現に向けてさまざまな手法で検討していきたいとは考えております。当然その子供たちの意見が予算化されることが大切なことでありますし、まずそういうことだと思います。ただ子供夢予算づくりの目的は子供たち自らの視点、発想に基づいて、安全、安心でより豊かで活発な学校生活をつくり出すものでありますので、そういう子供たちのアンケート調査の実施など子供達自身が学校生活や教育委員会などほかの大人とのかかわりの中で学ぶということも非常にこれから社会人になる、地域の一員としてなるということであれば生きる力になっていく、そういう一つの事業になると認識しております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。要求したものが全て叶うことがよいこととは私も考えておりません。どうして自分の学校の夢が叶わなかったのか、このことにより自分の学校のことだけではなく、ほかの状況を思いやる全体のバランスを考える力を養える機会となるとと思いますが、その叶わなかったことに対する説明、これに対して不足の部分はなかったのか。今後どのような方向性を持っているのかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 実際この子供予算の叶わなかった部分ですけれども、一応この前古俣教育長のほうからお話もありましたけれども、434万6,443円という金額が予算化されました。それは12件の分なのです。全体では53件あったのですけれども、数的にはもっと多いのですけれども53件のものがありました。たかもっと多くの部分があったと思います。そして今後、これをでは叶わなかった部分についてのフィードバックですけれども、3月4日に学校の中心になったのは事務員の先生方なのです。それで先生方に集まっていただいて、平成27年度のこんな形で一応予算化できました、できませんでしたということをお子孫たちにお伝えくださいということで、一応その予算会議を3月4日に全部の学校の事務員の皆さんを集めてやっております。今後そういう中で反省と振り返りをしながらまた平成28年度の夢予算づくりに向けて進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） ぜひ子供たちが自分たちの学校をつくるということを考える力を養うためにもこの子ども夢予算というのはとてもおもしろい事業であると思いますので続けていってあげてほしいし、また叶わなかったことに対する丁寧な説明、事務員さんだけではなく、例えば児童会ですとか生徒会の子供たちに直接行政として大人としてどういう取捨選択をしたのか、優先順位があったのかということをお子孫させることもまた必要ではないかと思っておりますので、その点もご検討いただければと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 坂東子ども課長のほうからそういうこの予算づくりに子供とともにかわった事務職員の先生方にはお話ししたというふうなことなのですけれども、これはそこで終わっているわけではないのです。その当初計画をつくったときから事務職員の先生方にはしっかりと説明をして、子供たちと要するになかなか学校の中で事務職員が直接子供たちと一緒にかわるという場面は余りないのです。事務職員が直接学校づくりということにもなかなか意識的に持ち得ない部分があるものですから、子供たちとともに学校をつくり出す一員だというふうなことも事務職員の中にはつくりたいと思っておりました。それで計画の中では事務職員さん方が子供とやりとりをしながら、しっかりとペーパーでこういうものがアンケートで上がってきて、うちの学校としては生徒会だとか児童会の子供たちと話し合っ、て、こういうことを上げますというふうなことは

プリントでちゃんと出してくれております。それから保護者のほうにも、こういうふうにして子供たちが学校づくりのために必要なものを今回夢予算として上げていますというふうなことでやりとりをしております。ですから今回も 54 件ほど上がった中で採択というか、叶うことができなかったことも含めて再度、子供たちと事務職と一緒にそのこのところのどうしてなのかだとか、これからまた違った目線でどういうふうにして学校をつくっていくときに何が必要なのかだとか、そういうふうな話し合いは必ず持ってもらうようにはしております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11 番（山田和子君） 理解しました。では3項目めの再質問にいきます。文部科学省が進める情報モラル教育はメディアを使うことが前提で心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な指導が大切であると提唱しています。これはこれで進めていくべきだと考えております。具体的には発達段階にあった電子映像メディアとの付き合い方の授業を年に1回は取り入れることが大切であると考えています。これと同時にメディアを使用しないという取り組みもまた必要になってきています。テレビやDVD、ゲーム、インターネットなどの電子メディアに触れないで過ごすこと。このことをアウトメディアと言います。子供とメディアのかかわりについて何回か議会で質問してまいりましたが、今回の執行方針にアウトメディアの実践化について明言されておりました。その具体策についてお尋ねいたします。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） アウトメディアの実践化ということですが、執行方針の中でもうたっておりますけれども、どさんこアウトメディアプロジェクトというものがございまして、それと連動してということで考えているのですが、どさんこアウトメディアプロジェクトといいますのは今おっしゃったとおりに情報化社会の中で電子メディアと、排除するというものではなくてうまく向き合っていこうというような取り組みでございまして道教委だとか、道のPTA連合会だとか小中学校の連合会、いろんなそういった部分、連合体でつくる北海道子供生活習慣づくり実行委員会ということで総力を挙げて全道的な取り組みとして今実施している事業でございます。本町においてもこれまでもいろんな調査結果の中でインターネット等で長時間使用しているという実態が明らかになっていまして、そうした中で子供たちのネット等の依存というか、ネットトラブル、そういったものを防ぐためにも学校や家庭においてルールづくり、このルールづくり等に基づいた利用方法を守ることが重要ではないかというふうに考えています。そこで今言いましたようにどさんこアウトメディアプロジェクト、こちらの考え方と連動しまして学校や家庭と、あと町内の関係団体と協働しながら本町の子供の実態に応じた具体的な取り組みというか、まずはルールづくりというものをしていきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 11 番、山田和子議員。

〔11 番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） アウトメディアによって豊かな時間、心、つながりを目指す決議を表明した議会も多数あると聞いております。議会として素晴らしい取り組みだと敬意を表します。しかし広くこの取り組みを浸透させるためには啓蒙や啓発だけではなく、具体的に行動を起こす必要があると思います。例えばどさんこアウトメディアプロジェクトの中のノーゲームデーというのがありますが、ノーゲームデーを教育委員会で設定し推奨したとしても保護者の感覚としてはどうでしょうか。上からの啓蒙に実効性があるか疑問です。例えば愛知県加木屋市では携帯電話やスマートフォン等の安全な使用のお願いが平成26年2月PTA会長、PTA生活委員長、中学校長の連名で保護者各位向けに配布されています。具体的な取り組みとして必要のない携帯電話やスマートフォンを持たせない。携帯電話やスマートフォン等を契約する際には親子で約束をしっかりと結び必ずフィルタリングサービスを受ける。夜9時以降お子さんから携帯電話やスマートフォンを預かる。保護者の目の届く場所に置くというのですが、特徴としては三つ目の夜9時以降、携帯電話やスマートフォンを保護者が預かるという部分です。学校やPTAがどこまでこういった個人的な家庭にどこまで関与してよいか議論が分かれるところですが、町内の中学生の保護者の声では家庭でルールをと家庭に任せられるよりも全町的な取り組みルールができていれば子供に指導しやすいという意見をいただいております。このルールの策定を町P連であるとか、青少年育成町民の会であるとか、また子供たちを巻き込んで検討していくなど草の根運動的に展開していく手法もあると思いますが見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） ルールづくりの手法等も含めてのお話ですけれども、急速にネット環境ということで広がって、先ほども言いましたように白老町でも特に小学校の部分で非常に2時間以上インターネットとかを見ているとかという部分が全国平均の2倍ぐらいあったり、これは小学校6年生だけなのですけれどもそういうデータもあります。ルールづくりについて、例えば小樽市でも10時以降メールやゲームをさせない携10運動、携帯を10ですね。携10運動をやったり。あとそれはPTA連合会だとか、校長会、市教育委員会全て連携しながら進めているという状況でございます。また根室の標津町、こちらのほうも今おっしゃった町民の会が家庭教育10カ条というものを制定して、これも夜10時以降なのですけれどもスマホを親に預けるというような内容の取り組みも行っているということで確認しております。こうした道内の取り組みからも本町でもPTAとか青少年の育成団体等が一体となった動きをつくり出すということと同時に、先ほど山田議員がおっしゃいました子供たち自身にも参加させながらルールづくりをして実効性を高めていくということが大事ではないかということで捉えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。白老町と姉妹都市の仙台市教育委員会では、平成22年から学校現場での経験や実例、生活学習状況調査のデータなどをもとに脳科学や認知心理学の観

点から学習意欲について科学的に分析し学習意欲に関する提言を行ったり、教育施策へ生かしたりするため東北大学と学校関係者による委員会を設置し、学習意欲の科学研究に関するプロジェクトというのを遂行しています。この中で仙台市の小学校5年生から中学生を対象にした分析結果の一例ですが、学年が進むにつれてスマホ、携帯電話、パソコンの使用時間が長くなり、数学を対象とした結果では勉強時間にかかわらず使っている時間が長くなるほど成績が悪くなっていることがわかりました。せっかくの勉強の効果がスマホなどを長時間使うことによって打ち消されている恐れがあるのです。こうした仙台市の情報などを活用したり、また町内にいらっしゃる優れた人材を活用してまず早急に小中学校の保護者と幼稚園、保育園を含めた教職員を対象にこのようなデータの結果の情報提供会を行うべきと考えていますが、町の見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 今おっしゃいましたように、乳幼児の脳や発育や、いわゆる子供の成長に影響はあるということで話を伺っているというのは承知していますけれども、白老町でも子育て講座という形で、主に子育て家庭を対象として旭川の赤十字病院の小児科の先生を招いての講演会、こちらも昨年9月に実施しております。ただその中で先ほど言われた乳幼児の脳に影響や心理面の影響が非常に大きいという話もされているところでございます。ただこういった部分で参加される部分という方が、このときも参加者が46名程度だったと思うのですけれども、こういう取り組みをなかなか関心のある方は来られるのですけれども、では実際に問題なのはそれ以外の方をどうしていくかということになると思うのですけれども、なかなか難しい部分もありますけれども地域にそういった団体だとか詳しい方もおりますのでそういった方を通じてですとか、あと今までのように外部講師を招いてという形でそういった情報を提供する機会をふやすということと、あと学校だとか保育園、そういうものも通じて保護者にそういう情報を目に触れる機会をふやしていくということが重要ではないかと思っています。

○議長（山本浩平君） 今の質問ですけれども、教師を対象とした調査、研究の会を設けてはどうかと、そういう内容の今質問だったのです。その件についてお答え願いたいと思います。

高尾教育課長。

○教育課長（高尾利弘君） 申し訳ございませんでした。先生方も先ほどネットパトロールのお話もありましたけれども、そういったネットパトロールの研修会だとか、そういうものも実施しております。北海道教育委員会のほうでもそういったアウトメディアの取り組みという中での先生方への研修会というものを実施しておりますので、そういったものを加えながら例えば教師塾の中でもそういう部分を詳しくやるだとかという方法も考えながら先生方にも十分理解してもらいながら進めていきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 坂東子ども課長。

○子ども課長（坂東雄志君） 補足説明いたします。うちの子ども課は青少年センターの事務局でございます。青少年センターを持っております。このセンター便りでもアウトメディア、メディア

アの部分の子供を取り巻くネット環境だとか、子供の安全、安心のためにどうするのだとか、保護者ができる3つのポイントとか、子供の発達段階に応じてというような形で、そういう形でPRもさせていただいております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 11番 山田和子議員。

〔11番 山田和子君登壇〕

○11番（山田和子君） 11番、山田です。最後の質問になりますが、テレビとかビデオ、コンピューターゲーム、テレビゲームといった映像メディアが子供の行動に影響を与えるということが数々の研究で実証されています。もっとも顕著にあらわれた研究結果はメディアにさらされている時間と暴力性が関係があるということです。先般の川崎市の中学1年生が殺害された事件にしても大変残酷で胸が痛みます。心からお悔やみを申し上げます。18歳の少年が人の痛みのわかる人間であれば決してあのような行動はとれなかったのではないかと、子供の心の成長にいかんが大人が責任を持って向きあうべきかを考えさせられました。映像メディアは家の中において余りにも当たり前の存在になっているのでメディアへの頼りすぎと子供の行動の問題を減らすためには親を教育するだけで解決できることがほとんどであると言われていています。次世代育成支援行動計画の評価の中の情報モラル教育推進事業はB評価であり、課題や今後の方向性の欄には緊急性のある課題として児童生徒のみならず保護者を交えた啓発活動が必要と明記されていました。保護者への情報提供はまさに緊急性があり乳児期、幼児期の保護者に対しても同じと私は考えております。どうい子育てをするかの選択は保護者の自由かもしれませんが、情報提供は行政の大切な役割であると確信しています。白老町にはハイテクな生活とは無縁で自然との共生を大切にすアイヌ文化があります。現実社会の中で実体験をつむ子育ての大切さを発信していくのも白老町の特色ある教育につながるかと考えております。子育てするなら白老でと思うような教育を推進していただきたいと思いますが、最後に教育長にお尋ねしますが、今までの議論を踏まえてどういった白老町の教育に特色を持たせたいのか、具体的にどのように進めていきたいのか最後の質問といたします。

○11番（山田和子君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） これまでも教育行政に身をおく一人として、白老の教育がどうあらねばならないのか、事あるたびに申し上げてきていたかと思っておりますけれども、やはり私自身は教育はやはり未来をつくり出すものだと思っております。そういう意味で私たちが教育行政から発信できるものはしっかりとまちづくりをしていくときに教育がまちづくりの大きな柱の一つになっていかなければ白老町その未来づくりもきつとしばんでいくのではないかというふうなことで考えております。ですから学校教育はもちろんですが幼児教育含めて、しっかりと子供たちに未来を志向させる力をつけてやりたいというふうに思っております。そういうことから今まで山田議員のほうから数々質問が出されたことからもいいと思いますと、子供たちは非常に変化の激しい時代状況の中で今具体的に出ている電子メディアも含めて、そういう中で生きています。またそういうものをしっかりとコントロールする力もつけていかなければこれからの知識基盤社会を過ごして生きてはいけ

ないだろうと思っております。そういうことからそれをしっかりとコントロールするためには私たちが今学校現場をも含めて、指導、指示している部分でやはり子供たちにしっかりとした体験活動を含めたり、それから自分自身の生活を振り返る生活をさせたり、それから読書活動も含めて豊かな創造力を育てる力もつけていかなければならないし、もちろんしっかりとした健康づくりの体力づくりはしていかなければなりませんけれども、そういった知・徳・体が本当にこうバランスよく育っていくために、この白老の教育がさまざまな観点から子供から直接的の部分もあるし、それから親育ちをしっかりと育ててやっていかなければならない部分もあるだろうし、それから大人自身がやはり育っていく中で子供とかかわりをつくっていくことも大事なことだと思っています。ですから昨年3月に制定させていただいた子ども憲章をしっかりと基軸としてこれから白老の教育を発展させながら、この子供たちには未来に生きる大切な宝として育てていきたいと思っておりますので、いろんなことでご支援をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 以上で、11番、山田和子議員の一般質問を終了いたします。

○議長（山本浩平君） 続きまして、先ほど13番、前田博之議員から、本日の一般質問における発言につきまして、会議規則第60条の規定によりまして、不適切な発言としてお手元に配付をいたしました発言取り消し申出書に記載した二重線の部分を取り消したいという申し出がございました。

お諮りいたします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。よって、前田博之議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をいたしました。

◎延会の宣告

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決定をいたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日12日、10時から引き続き再開いたします。

（午後 4時03分）